

第2次刈谷市環境基本計画（案）
（パブリックコメント用）

平成26年12月

刈谷市

第2次刈谷市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項..... 1

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の理念 2

第2章 刈谷市の環境を取り巻く現況と課題 3

- 1 社会経済の動向 3
- 2 環境の状況 7
- 3 アンケート結果 16
- 4 計画策定の視点 21

第3章 環境将来像と目標..... 23

- 1 環境将来像 23
- 2 基本方針 24
- 3 環境指標と目標 25

第4章 環境施策 26

- 施策体系 26
- 基本方針1 環境にやさしい暮らしの実践 27
- 基本方針2 環境と産業の共生 33
- 基本方針3 持続可能な地域基盤づくり 40
- 基本方針4 参加と協働による環境都市づくり 50

第5章 計画の推進..... 54

- 1 推進体制 54
- 2 進行管理 54

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に、本市が将来にわたって持続的に発展できるよう、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年度～26年度を計画期間とする「刈谷市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、環境施策を推進してきました。その結果、ごみの排出量の減少、リサイクル率の増加、河川の汚濁状況の改善等、環境は全般的に改善傾向にあります。一方で、騒音やごみの不法投棄といった身近な問題から地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要のある課題も多くあります。また、第1次計画策定以降、地球温暖化や生物多様性に関する国内外の取組の進展、東日本大震災の発生等、本市を取り巻く環境・社会・経済の情勢は大きく変化しています。

本市においては、平成23年3月に策定した「第7次刈谷市総合計画」「刈谷市環境都市アクションプラン」「第3次刈谷市都市計画マスタープラン」「第2次刈谷市緑の基本計画」をはじめ、「刈谷市都市交通戦略」「第2次刈谷市住宅マスタープラン」等の関連計画を策定し、取組の推進を図っています。

こうした変化に対応し、各取組の更なる推進を図るため、また第1次計画の目標年次である平成26年度を迎えたことから、環境政策の中長期的な方向性を示す新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「第2次刈谷市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、国や県の環境基本計画を踏まえつつ、刈谷市環境基本条例に基づいて策定するものです。

また、本計画は、「第7次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像『人が輝く 安心快適な産業文化都市』の実現に向け、環境面における指針となるものです。

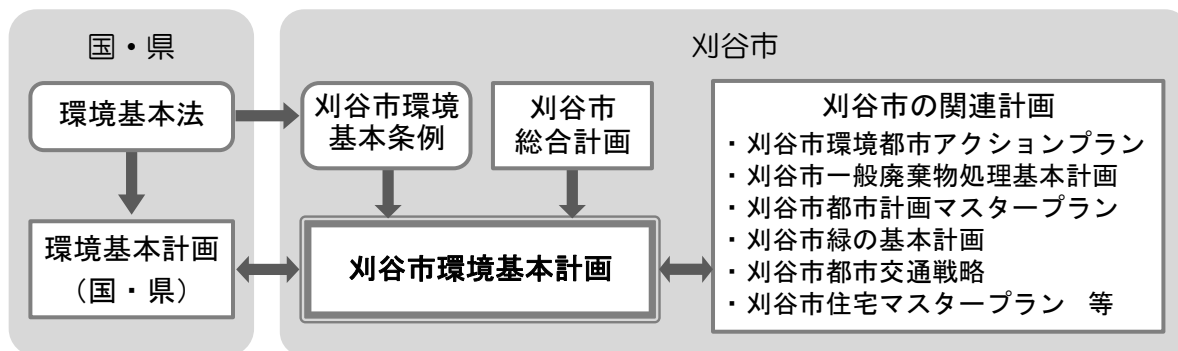


図 計画の位置付け

3 計画の期間

平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

4 計画の理念

刈谷市環境基本条例の基本理念に立脚することとし、この理念に基づいた環境将来像を設定し、具体的な環境施策を策定します。

刈谷市環境基本条例の基本理念

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を確保しつつ、将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が調和し、環境への負荷の少ない循環型社会を基調としたまちを目指して、すべての者が協働することによって行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、日常の生活活動や事業活動に密接にかかわっていることに考慮して、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進されなければならない。

第2章 刈谷市の環境を取り巻く現況と課題

1 社会経済の動向

(1) 人口等

本市の人口及び世帯数は、いずれも増加傾向であり、当面は増加が見込まれます。しかし、核家族化の進行や単身世帯の増加等により、世帯人数は減少傾向にあります。

平成25年の年齢別人口は、15～64歳の割合(67.5%)が、全国平均(63.8%)や県平均(65.2%)と比較して高いものの、今後は出生数の減少や団塊の世代の加齢等により、少子高齢化が一層進むと見込まれます。

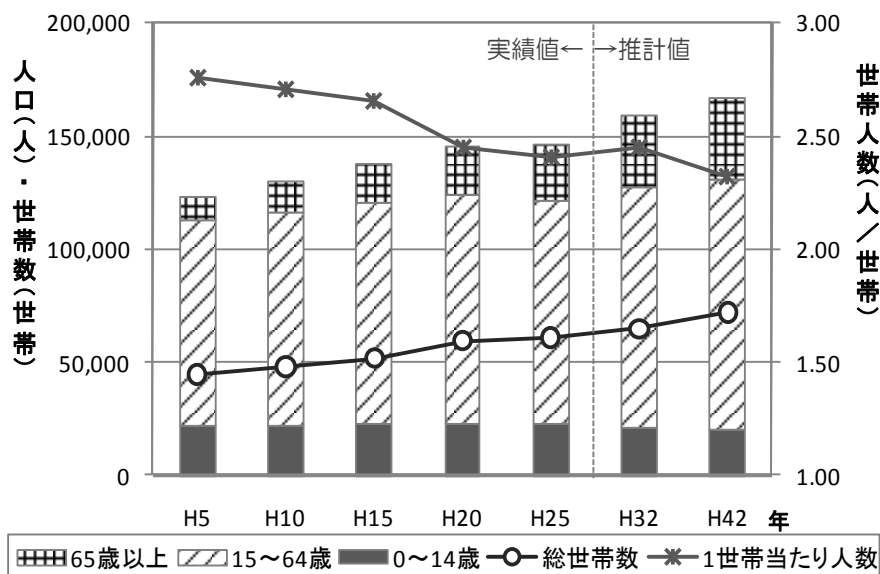


図 年齢別人口・世帯数・世帯人数の推移と推計

出典：「第7次刈谷市総合計画」「刈谷の統計」をもとに作成

【課題】

- 温室効果ガス排出量やごみの排出量等の環境負荷は、人口や世帯数の増加に伴い、増加する傾向があります。
- 人口の増加は、本市が継続的に発展する上で、大きな役割を果たす要素であるため、市民に対して効果やメリットを示しながら、省エネルギー、省資源等を進め、一人当たりの環境への負荷の低減を図ることが必要です。

(2) 産業

就業人口は増加傾向にあります。また、平成 22 年の第 2 次産業の構成比 (45.3%) は、全国平均 (23.7%)、県平均 (31.4%) より高く、自動車関連産業等の産業集積地域といえます。

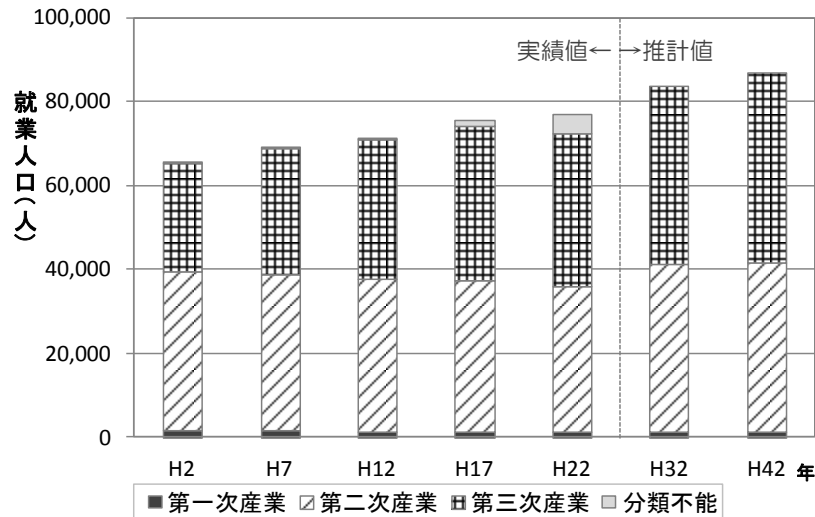


図 産業別就業人口の推移と推計

出典：「第 7 次刈谷市総合計画」「国勢調査」をもとに作成

製造業の製造品出荷額等は平成 20 年までは増加傾向でしたが、リーマン・ショック等による経済不況により減少しました。しかし、平成 24 年は回復の兆しがみられます。

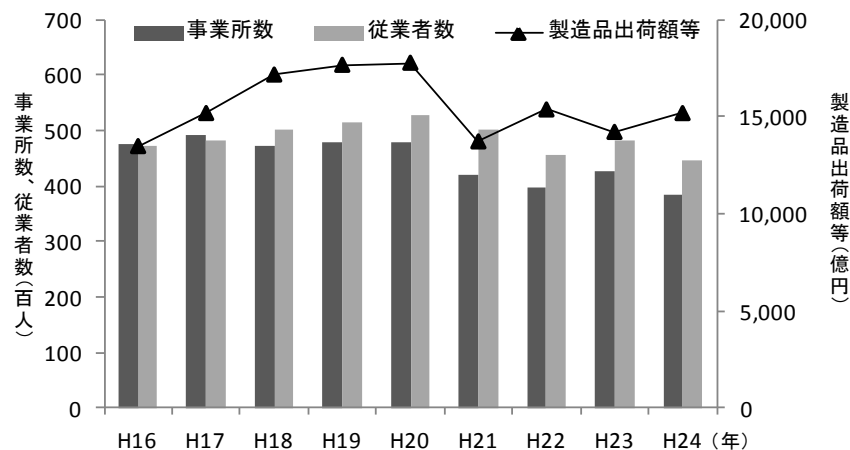


図 製造業の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

出典：工業統計調査

【課題】

- 自動車関連産業を基幹とした活発な産業活動は、本市の大きな強みです。その強みを生かして環境に配慮した新たな製品の開発や普及を進めることにより、世界規模で環境への負荷の低減を図りながら経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという、環境と経済の好循環の形成に貢献していくことが必要です。

(3) 国内外の動向

地球温暖化問題は、近年の猛暑や大雨等の異常気象も温暖化との関係が指摘されるなど、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっており、国際的な枠組みの構築やIPCC（気候変動に関する政府間パネル）¹⁾の報告書等により、関心が高まっています。

また、新興国の経済発展により、世界的な規模でエネルギー消費、天然資源の消費が増加しており、結果として資源利用の制約が強まり、天然資源の枯渇も懸念されるため、循環型社会への早期の移行がこれまで以上に重要なものとなっています。

さらには、生物多様性²⁾の保全に関する取組は、平成22年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、新たな世界目標である愛知目標が採択されるなど進みつつあるものの、生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、喫緊の対応が必要とされています。

加えて、東日本大震災や、それに起因する原子力発電所の事故、微小粒子状物質（PM_{2.5}）³⁾等の新たな環境問題により、あらためて「安全安心」に対する関心や重要性が高まっています。また、原子力発電所の事故により、全国の原子力発電所が停止したことを契機として、国民の節電意識の向上が進んだ一方で、エネルギー政策の転換を迫られることとなりました。

さらに、環境に配慮した産業で雇用を生み出し、経済成長に繋げようという考えが広まるにつれ、環境保全を経済発展に繋がる成長要因として捉える動きが拡大しています。

このような状況の中、国は、平成24年に第4次環境基本計画を策定しました。計画では、基盤として“安全”の確保を前提に、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成して持続可能な社会を実現するという視点が盛り込まれました。

愛知県では、平成17年の愛知万博、平成22年のCOP10開催が、県民の環境意識の向上をもたらしました。また、平成26年5月には、第4次愛知県環境基本計画が策定されました。さらに、平成26年11月に「持続可能な開発のための教育（ESD）⁴⁾に関するユネスコ世界会議」が開催され、今後、環境教育・学習が活発化することが期待されています。

¹ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：人為起源による気候変化とその影響、適応及び緩和方策に関して科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

² 生物多様性：人間も含め、同じ種類の生物の中にもそれぞれの個性があること（遺伝子の多様性）、地域に特有の様々な種類の生物がいること（種の多様性）、さらに森林や湿原、河川、海岸など様々なタイプの自然があること（生態系の多様性）を指す概念。

³ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）：直径2.5μm以下の微小粒子状物質のことで、煤、粉塵、土壌粒子（黄砂など）、自動車の排ガス等がある。肺の奥まで入りやすく、肺癌や呼吸系・循環器系への影響が懸念されることから、平成21年に環境基準が設定された。

⁴ 持続可能な開発のための教育（ESD）：全ての人々が持続可能な未来の実現に必要な知識、技能、生活態度、価値観を身につけることができる教育・学習。

【課題】

- 地球温暖化、資源循環、生物多様性の問題は国際的課題であると同時に、市民生活にも大きな影響を及ぼし得る環境問題であり、本市においても対策を講じていく必要があります。また、安全安心の確保は、全ての取組の基盤となるものであり、取組を着実に実施することが必要です。
- 環境を保全する産業や技術が発展することで経済成長につながり、さらにこうした技術等によって、社会全体に環境配慮行動が浸透するという、社会・経済のグリーン化に向けた取組を進めることが必要です。
- ESDの視点もとり入れた環境教育・学習により、環境に配慮した人づくりを進めることが必要です。

● IPCC第5次評価報告書 ●

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、地球温暖化に関する科学的な知見の評価、地球温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方についてまとめた「評価報告書」を数年ごとに作成、公表しています。

平成25年9月から平成26年11月にかけて公表された第5次評価報告書では、今後の地球温暖化対策の必要性を次のように示しており、産業都市である本市としても、こうした知見に基づき、取組を積極的に進めていく必要があります。

地球温暖化の現状及び原因は？

- ・1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇しており、温暖化については、疑う余地がない。
- ・20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因は、人間活動である可能性が極めて高い（可能性95%以上）。

世界の平均気温は今後どうなる？

- ・これまで以上の地球温暖化対策を実施しなければ、2100年における世界平均地上気温は、産業革命前の水準と比べ3.7～4.8℃上昇すると予測される。

どのような影響がある？

- ・複数の分野地域に及ぶ主要なリスクとして、「洪水被害」「熱中症」「食料不足」「水不足」「海面上昇・高潮被害」「漁業への打撃」「陸上生態系の損失」「インフラ等の機能停止」の8つが挙げられる。

気温上昇を抑えるために、どんな対策が必要？

- ・気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑制するためには、2050年の温室効果ガス排出量を世界全体で2010年と比べて40～70%の量に削減し、2100年にはゼロまたはマイナスにする必要がある。
- ・そのためには、電力については、再生可能エネルギー、CO₂を回収・貯留する火力発電等の低炭素エネルギーを2050年に8割以上に増加させ、2100年にはCO₂を回収・貯留しない火力発電をほぼ完全に廃止する必要がある。

2 環境の状況

(1) 温室効果ガス

本市における平成20年度のCO₂排出量(1,435千t-CO₂)は前年度より大きく減少したものの、平成2年度比では3%増加しています。部門別では、平成2年度比で産業部門は18%減少していますが、業務部門は37%増加、家庭部門は55%増加、運輸部門は21%増加しています。

産業・業務・家庭・運輸の4部門の排出量の割合は、平成20年度は産業部門が48%と最も多く、全国平均(40%)を上回っています。

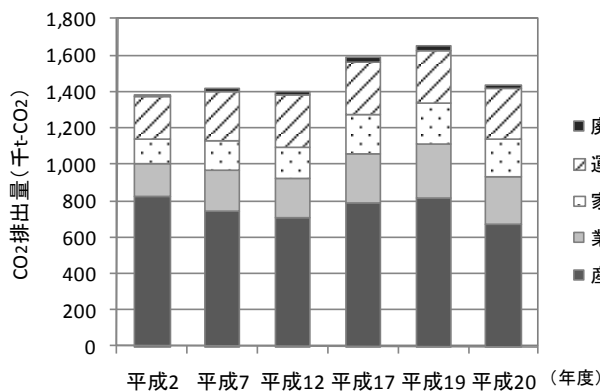


図 CO₂排出量の推移

出典：刈谷市環境都市アクションプラン

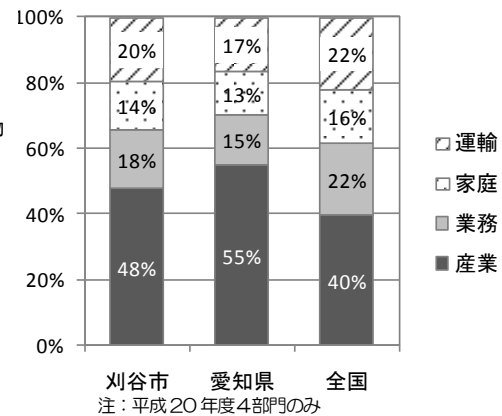


図 CO₂排出内訳の比較(平成20年度)

出典：刈谷市環境都市アクションプラン
愛知県における温室効果ガス排出量
温室効果ガスインベントリオフィス

産業部門の製造品出荷額等当たりのCO₂排出量は、県の1/2程度、全国の1/3程度となっています。これは、鉄鋼業等のエネルギー多消費型の業種が市内に少ないこと、事業者の省エネ対策が進んでいることが要因と考えられます。

また、平成20年度の家部門の世帯当たりのCO₂排出量(3.5t-CO₂)は、全国(3.3t-CO₂)及び県(3.2t-CO₂)より1割程度多くなっています。

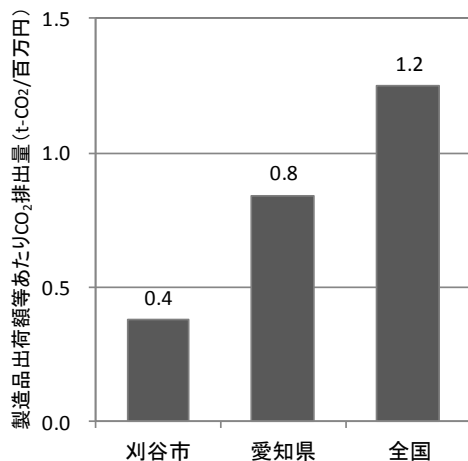


図 製造品出荷額等当たりのCO₂排出量の比較(平成20年度、産業部門)

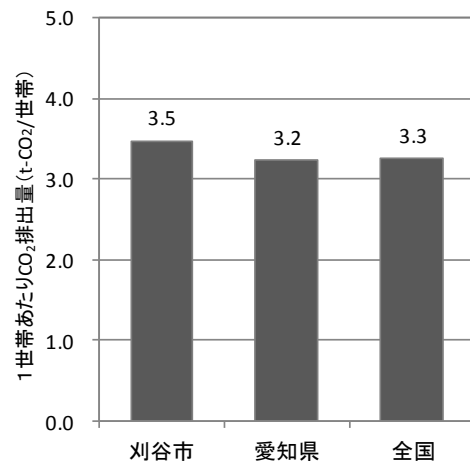
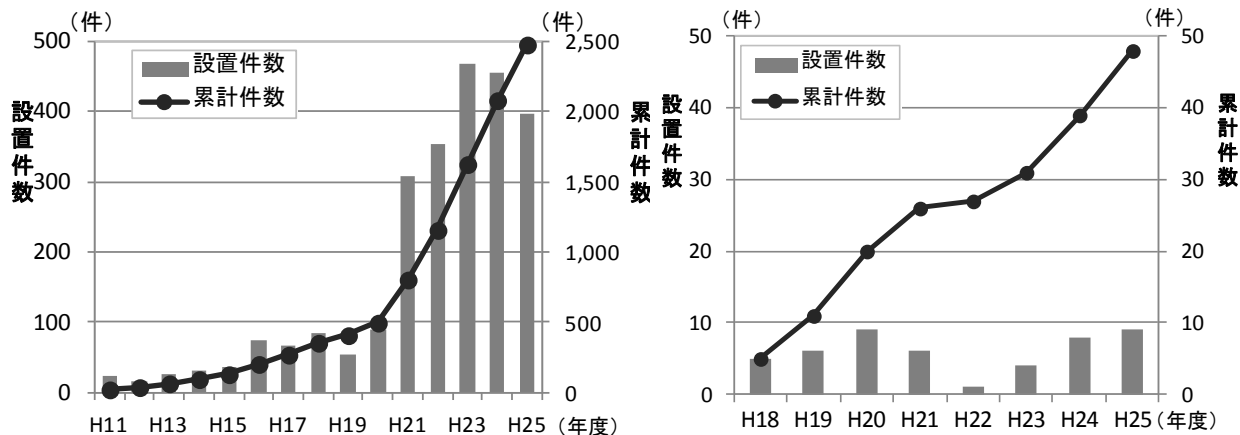


図 世帯当たりのCO₂排出量の比較(平成20年度、家庭部門)

家庭のCO₂排出量の削減に大きな効果がある住宅用太陽光発電システムの本市の設置件数は、近年、大きく増加していますが、住宅用太陽熱利用システムの設置件数は伸び悩んでいます。



注：住宅用太陽光発電システム設置費補助金は平成 11 年度より開始

注：住宅用太陽熱利用システム設置費補助金は平成 18 年度より開始

図 住宅用太陽光発電システム設置費補助金（左）、住宅用太陽熱利用システム設置費補助金（右）による設置件数

【課題】

- 家庭部門、業務部門及び運輸部門において温室効果ガスの排出量が大きく増加しており、また、産業部門については、温室効果ガスの排出量は減少しているものの、排出量全体に占める割合が大きいことから、省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルへの変革を促すことが必要です。
- 温室効果ガスの排出量を大幅に削減するためには、省エネ機器やエコカーの導入、再生可能エネルギーの積極的な活用を図るとともに、低炭素型のまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 廃棄物

本市のごみの総排出量は近年減少傾向にあります。また、一人一日当たりのごみの排出量も減少傾向にありますが、平成18年度以降は県平均を若干上回っています。

リサイクル率については、大きく改善されましたが、まだ県平均を若干下回っています。

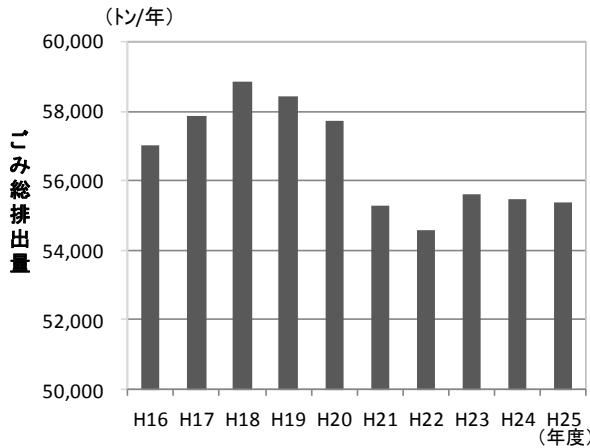


図 ごみ総排出量の推移

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

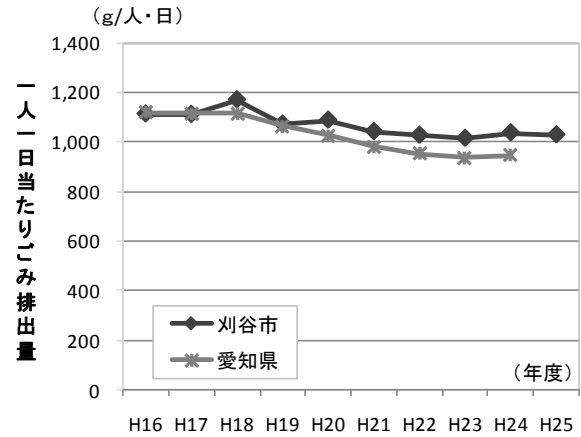


図 一人一日当たりごみ排出量の推移 (刈谷市, 愛知県)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

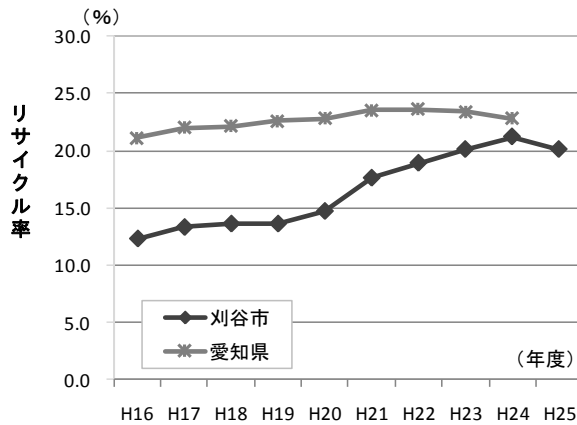


図 リサイクル率の推移 (刈谷市, 愛知県)

出典：一般廃棄物処理事業実態調査（愛知県）

【課題】

- 循環型社会への移行は進みつつありますが、廃棄物による環境負荷低減に向け、引き続きごみ排出量の削減、リサイクル率の向上に取り組む必要があります。

(3) 自然環境

① 自然環境

北部地域には、国指定の天然記念物（昭和 13 年指定）である小堤西池のカキツバタ群落をはじめ、丘陵地の樹林地やため池等の貴重な自然環境が保全されています。北部地域に点在するため池は、本市の特徴的な自然的景観であり、希少性の高い野生生物の生息空間となっています。また、南部地域には社寺林やまとまりのある田園があります。

河川は、境川、逢妻川、猿渡川をはじめとする二級河川が 15 河川、準用河川が 20 河川あります。

緑地面積は 1,986ha（平成 21 年度）あり、市全域の約 4 割を占めますが、農地が多く、樹林地は少ない状況です。また、平成 16 年度から 22 年度の間土地利用の増減をみると、宅地は 1.2%増加、田は 1.6%減少しており、県平均（宅地 0.7%増加、田 0.7%減少）よりも、宅地の増加、農地の減少が顕著となっています。

② 動植物種

本市周辺では、小堤西池のカキツバタ群落をはじめ、絶滅のおそれのある動植物種が多数確認されています。一方で、ヌートリア、アカミミガメ、オオクチバス、セアカゴケグモ、オオキンケイギク等、多種多様な外来種も確認されています。

また、小堤西池のカキツバタ群落では、確認される植物の種類が減少傾向にあります。

表 刈谷市周辺における主な絶滅危惧種

分類	種名	科名	県ランク	国ランク		
動物	両生類	カスミサンショウウオ	サンショウウオ	EN	VU	
		ナゴヤダルマガエル	アカガエル	VU	EN	
	陸産貝類	ナニワクチミズガイ	クチミズガイ	VU	NT	
		昆虫類	ヒメヒカゲ	ジャノメチョウ	CR	CR+EN
	クモ類	ババアメンボ	アメンボ	VU	NT	
カネコトタテグモ		カネコトタテグモ	VU	NT		
植物	維管束植物	ワスレナグモ	ジグモ	VU	NT	
		マメナシ	バラ	CR	EN	
		ナガバノイシモチソウ	モウセンゴケ	CR	VU	
		ノジトラノオ	サクラソウ	CR	VU	
		オニバス	スイレン	CR	VU	
		ムサシモ	イバラモ	EN	CR	
		ヒメミミカキグサ	タヌキモ	EN	EN	
		ケブカツルカコソウ	シソ	EN	EN	
		トチカガミ	トチカガミ	EN	NT	
		ヒメコウホネ	スイレン	EN	VU	
		アゼオトギリ	オトギリソウ	VU	EN	
		シラタマホシクサ	ホシクサ	VU	VU	
		サガミトリゲモ	イバラモ	VU	VU	
		スブタ	トチカガミ	VU	VU	
		ミカワシンジュガヤ	カヤツリグサ	VU	VU	
		ゴマクサ	ゴマノハグサ	VU	VU	
		ミズトラノオ	シソ	VU	VU	
		ウスバシケシダ	メシダ	VU	VU	
		ヌカボタデ	タデ	VU	VU	
		ノタヌキモ	タヌキモ	VU	VU	
		ミズトンボ	ラン	VU	VU	
		ミクリ	ミクリ	VU	NT	
		イシモチソウ	モウセンゴケ	VU	NT	
		ミズネコノオ	シソ	VU	NT	
		カキツバタ	アヤメ	VU	NT	
		イヌハギ	マメ	VU	NT	
		サギソウ	ラン	VU	NT	
		コケ類	ウキゴケ	ウキゴケ	VU	NT

【ランク】

CR(Critically Endangered)

: 絶滅危惧 IA 類

EN(Endangered)

: 絶滅危惧 IB 類

VU(Vulnerable)

: 絶滅危惧 II 類

NT(Near Threatened)

: 準絶滅危惧

出典:

「レッドデータブック
あいち 2009」のデータ
をもとに作成

表 西三河西部で確認されている特定外来生物と県条例公表種

		種名	特定外来生物	県条例公表種
動物	ほ乳類	ヌートリア、アライグマ	○	
		ハクビシン		○
	鳥類	ソウシチョウ	○	
	爬虫類	アカミミガメ、ワニガメ		○
	両生類	ウシガエル	○	
	魚類	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス	○	
		カラスドジョウ		○
	昆虫類	クワガタムシ科（県内在来種・亜種を除く）		○
	クモ類	セアカゴケグモ	○	
	甲殻類	チチュウカイミドリガニ		○
貝類	スクミリンゴガイ		○	
植物	アレチウリ、オオフサモ、オオキンケイギク、ミズヒマワリ	○		
	ハゴロモモ、トウネズミモチ、キショウブ、ノハカタカラクサ、モウソウチク		○	

出典：STOP！移入種 守ろう！あいちの生態系 愛知県移入種対策ハンドブック等をもとに作成

【課題】

- 絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策を進めるため、市内の動植物の生息状況の把握が必要です。
- 生物多様性の保全に向け、生物の生息空間となる水辺や樹林地、農地等の緑地を保全・創出し、生態系ネットワーク⁵⁾の構築を図っていくことが必要です。
- 外来種によって引き起こされる生物多様性の損失の防止に向け、本来生息しない生物を持ちこまないこと、特定外来生物の防除等の対策が必要です。

⁵⁾ 生態系ネットワーク：p.46 コラム参照。

(4) 大気・水・生活環境等

①大気環境

工場や事業所での環境対策、エコカーの普及等を背景に、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値は減少傾向にあり、環境基準⁶⁾は概ね達成されています。

しかし、「光化学スモッグ」の発生を引き起こす物質である光化学オキシダント⁷⁾については、環境基準を毎年達成しておらず、年平均値も増加傾向にあります。

また、近年、関心が高まっている微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成25年12月から寿町において測定を開始しました。

表 大気汚染物質の環境基準達成状況

		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
かりがね小学校	SO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	NO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市役所/寿町(H20年から)	NO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	SPM	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
依佐美中学校	SO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
	NO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○
東境町	NO ₂	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	SPM	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※H24年度の依佐美中学校のデータは、測定時間が有効測定局の時間に達していない

②水環境

主要3河川（境川、逢妻川、猿渡川）の有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物学的酸素要求量）⁸⁾は、境川上流（新境橋）を除き環境基準に適合しています。また、中小河川も含め、全般的にBODは改善傾向にあります。

市内で一番大きなため池である洲原池についても、湖沼の有機汚濁の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）⁹⁾は、近年改善傾向にあります。

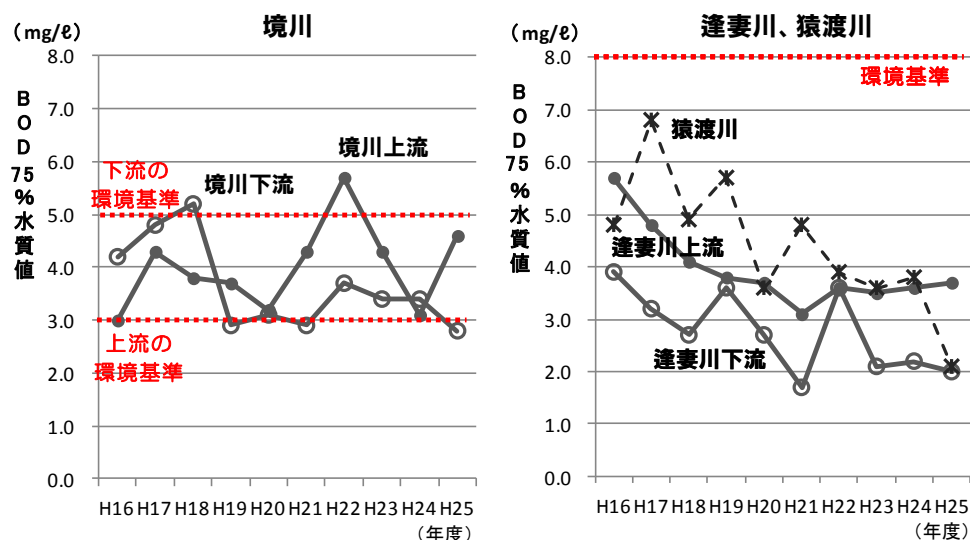


図 主要3河川におけるBODの推移と環境基準達成状況

6 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のため、維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音について定められた行政上の政策目標。
 7 光化学オキシダント：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こして生じるオゾン等の酸化性物質（オキシダント）の総称。光化学スモッグの原因となる。
 8 BOD（生物学的酸素要求量）：水質指標の一つであり、水中の有機物等を分解するために微生物が必要とする酸素の量で表す。値が大きいほど、その水質は悪いとされる。
 9 COD（化学的酸素要求量）：水質指標の一つであり、水中の有機物等を酸化剤（化学物質）によって酸化する際に消費される酸素の量で表す。値が大きいほど、水質は悪いとされる。

③騒音・振動・悪臭

身近に様々な発生源がある騒音・振動・悪臭は、公害苦情件数の多く（平成25年度42.3%）を占めており、近年、件数は増加傾向にあります。

また、市内の住居系地域（道路に面する地域を除く）4地点における騒音の環境基準は、昼間はほぼ100%達成していますが、夜間は近年達成率が下がっています。なお、交通騒音、交通振動の調査結果は、要請限度¹⁰を下回っています。

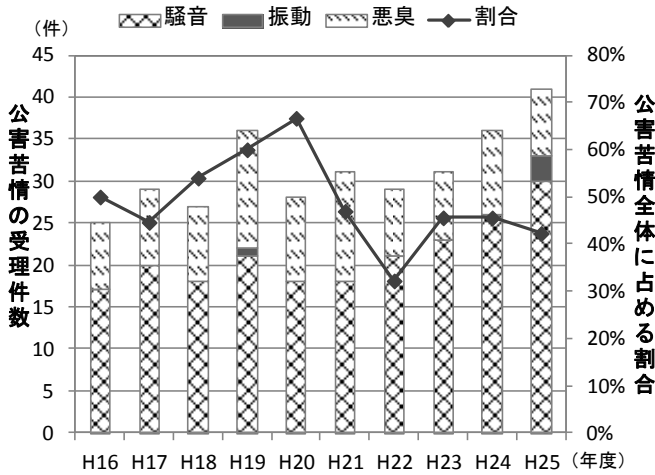


図 騒音・振動・悪臭の苦情件数の推移

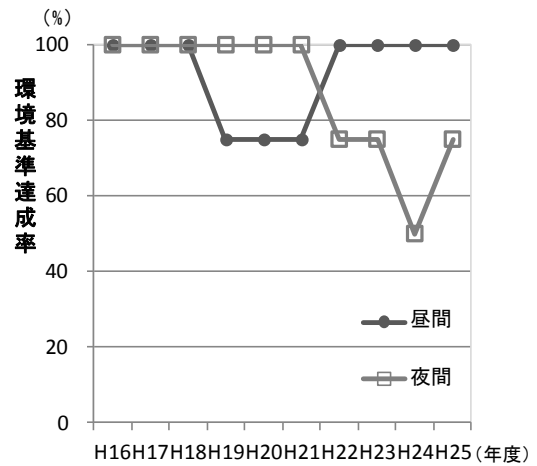


図 住居系地域（道路に面する地域を除く）の環境基準達成率の推移

④土壌・地下水

工場の移転や廃止等により、土壌・地下水汚染が明らかになる事例が生じています。

⑤ダイオキシン

ダイオキシン類の濃度は、環境調査を実施している大気、水質、底質、地下水、土壌について、全て環境基準を達成しています。

【課題】

- 大気環境は改善傾向にあり、調査・監視を継続するとともに、引き続きエコカーの普及や事業者による環境対策を促していくことが必要です。なお、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、地域のみならず広域的な取組が重要であるため、国や県とも連携を図りながら、対策を進める必要があります。
- 水環境についても改善傾向にありますが、今後も下水道の整備と水洗化率の向上、合併処理浄化槽の普及促進等の生活排水対策が必要です。
- 発生源が身近な騒音・振動・悪臭については、マナーやモラル、各種の法令遵守を市民、事業者に呼びかけていくことが必要です。
- 土壌や地下水汚染は、県と連携して、迅速かつ適切に対応することが必要です。

¹⁰ 要請限度：騒音規制法に基づいて市長は指定地域内における自動車騒音を低減するため、道路管理者等に意見を述べ、県公安委員会に対策を講じるよう要請することができるが、その判断の基準値を要請限度という。振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度もある。

(5) 都市環境

①交通

本市の登録自動車台数は継続して増加傾向にあります。また、平成24年度の世帯当たりの保有台数は1.46台/世帯であり、国(1.09台/世帯)や県平均(1.34台/世帯)より多く、平成20年度以降増加傾向にあります。

通勤・通学時の交通手段は、自動車が52.1%を占めており、国(45.1%)や県(48.5%)と比較して自家用車への依存度が高い状況です。また、市の中心部に大規模事業所が多数立地していることから、朝夕の通勤時に主要幹線道路や刈谷駅周辺の道路において激しい渋滞が発生しています。

エコカーの普及台数は、全国トップクラスの購入費補助により大きく増加していますが、電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及は伸び悩んでいます。

鉄道乗降車人員及び公共施設連絡バスの利用者は、年々増加しています。

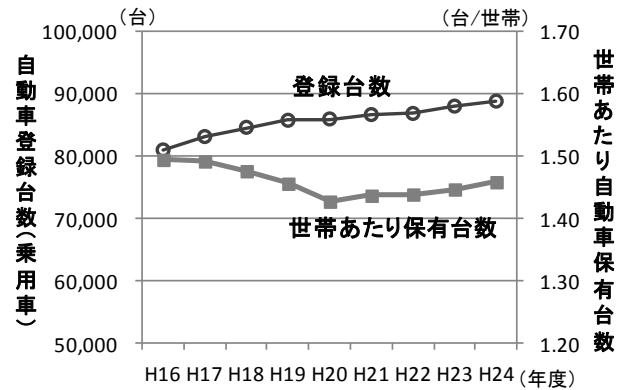


図 自動車登録台数と世帯あたり保有台数の推移
出典：刈谷の統計

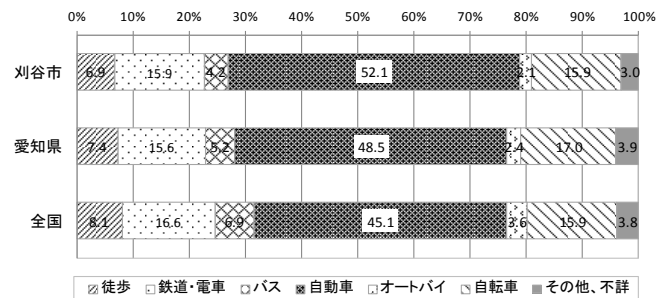


図 通勤通学時の交通手段の比較(平成22年度)
出典：国勢調査

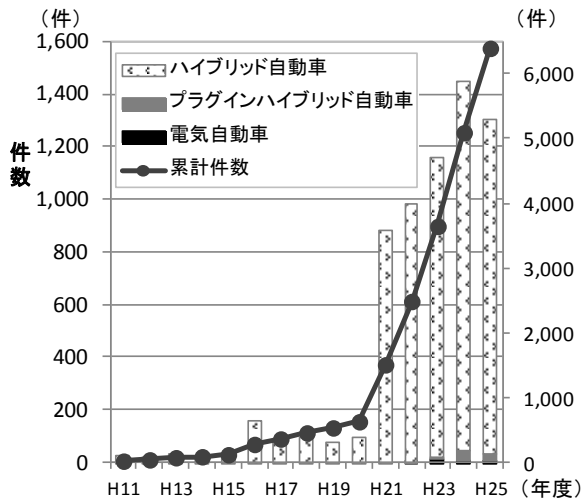


図 低公害車購入費補助金の補助実績(個人・事業者合計)

注：低公害車購入費補助金は平成11年度より開始
電気自動車は平成22年度、プラグインハイブリッド自動車は平成23年度より補助対象車種に追加

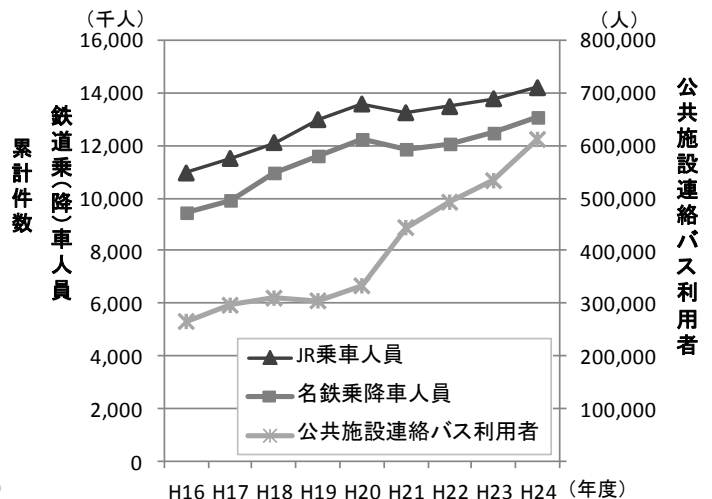


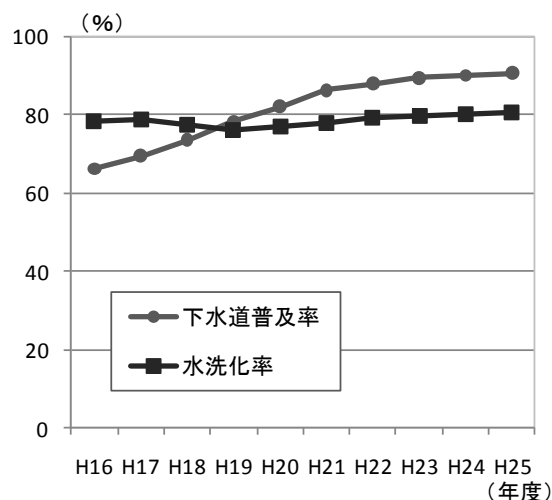
図 鉄道乗降車人員数と公共施設連絡バスの利用者数の推移

出典：刈谷の統計

②下水道

下水道普及率¹¹⁾は、平成25年度末時点において90.7%であり、全国平均(77.0%)、県平均(74.7%)を大きく上回っており、市町村別では県内第3位となっています。

しかし、水洗化率¹²⁾は、8割前後で横ばいで推移しています。



③都市公園

都市公園は、平成25年度末で総合運動公園や亀城公園等104箇所、約124.9haが整備されています。また、市民一人当たりの平成24年度末の都市公園面積は8.5㎡/人と、愛知県(7.5㎡/人)の平均を上回っているものの、国の整備目標値(10㎡/人)は下回っています。

【課題】

- 地球温暖化防止及び大気汚染防止に向けて、更なるエコカーの普及や公共交通機関の利便性向上、自転車や徒歩の移動空間の確保等の交通基盤の整備、渋滞緩和対策が必要です。
- 河川等の水質改善に向け、今後も下水道整備と水洗化率の向上を図っていく必要があります。
- 市街地における緑化推進の一環として、引き続き都市公園の整備に努める必要があります。

¹¹⁾ 下水道普及率：市内全域の人口に占める、下水道管渠が整備された区域の人口の割合。

¹²⁾ 水洗化率：下水道管渠が整備された区域の人口に占める、下水道に接続している人口の割合。

3 アンケート結果

市民、事業者の環境に対する意識や行動、市の取組への意見を本計画に反映することを目的に、市民及び事業者へのアンケート調査を実施しました。

(1) 市民アンケート

◆環境に関する意識や関心

- 「地域の環境の状況は改善されてきている」との回答が、前回調査（第1次計画策定時の平成15年実施）より増えています。
- 地球温暖化、放射性物質、大気汚染、ヒートアイランド、黄砂等、近年注目され話題となっている環境問題への関心が高く、特に地球温暖化については、8割近くの人に関心を持っていました。
- 地球温暖化、身近な廃棄物問題（不法投棄、廃棄物量の増加）、身近な自然の減少への対策が求められています。

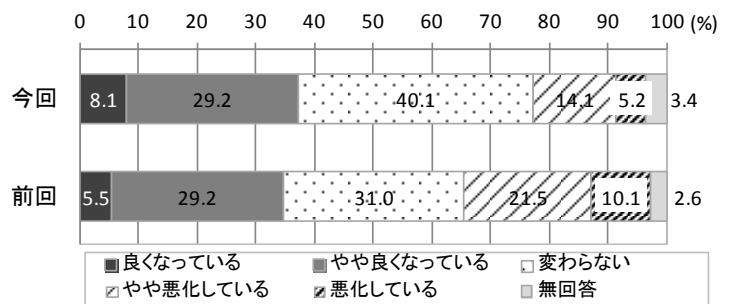
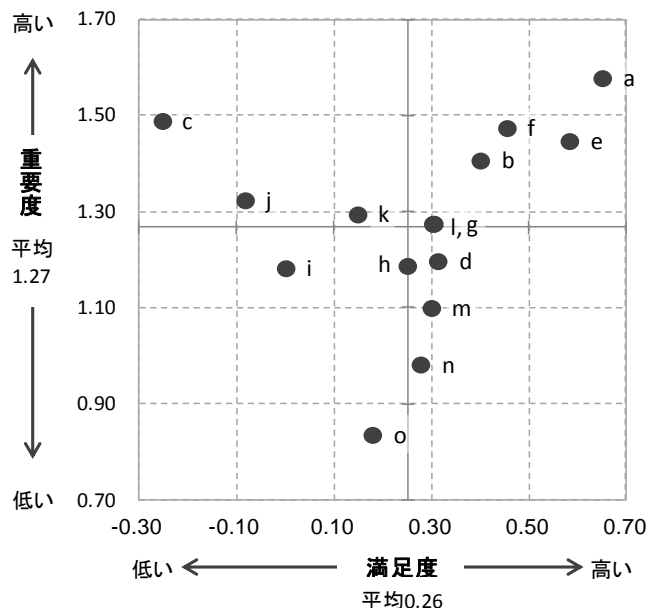


図 近年の地域の環境の状況に対する実感

◆環境の保全に関する市の取組

- 全ての取組について、重要度は高いと認識されています。
- 水環境保全・下水道対策、循環型社会の構築、廃棄物の適正処理、大気環境保全は、取組の重要性が十分認識され、高い満足度が示されました。
- まちづくりや交通面での環境配慮、水辺環境の保全、エネルギー対策については、取組に対する満足度が低い状況です。



- a 水環境の保全、下水道対策等の推進
- b 大気環境の保全
- c まちづくりや交通面における環境配慮
- d その他の公害対策等(騒音、振動、悪臭等)
- e 循環型社会の構築
- f 廃棄物の適正処理の推進
- g 環境に配慮した市民生活の促進
- h 環境に配慮した産業活動・農業の促進
- i エネルギー対策の推進
- j 水辺環境の保全
- k 緑化の推進
- l 自然豊かな公園の整備
- m 環境教育・学習の推進
- n 連携と取組の組織化
- o 環境関連の情報発信

注：満足度は「満足」= 2、「やや満足」= 1、「やや不満」= -1、「不満」= -2、重要度は「重要」= 2、「やや重要」= 1、「あまり重要でない」= -1、「重要でない」= -2としてとして得点化し、相加平均を求めた。

図 環境保全に関する市の取組の評価（満足度と重要度）

◆環境問題に対する取組に関する意識

- 環境保全のために重要な役割を担うのは市民であり、各自の行動が重要であるとの認識が高くなっています。

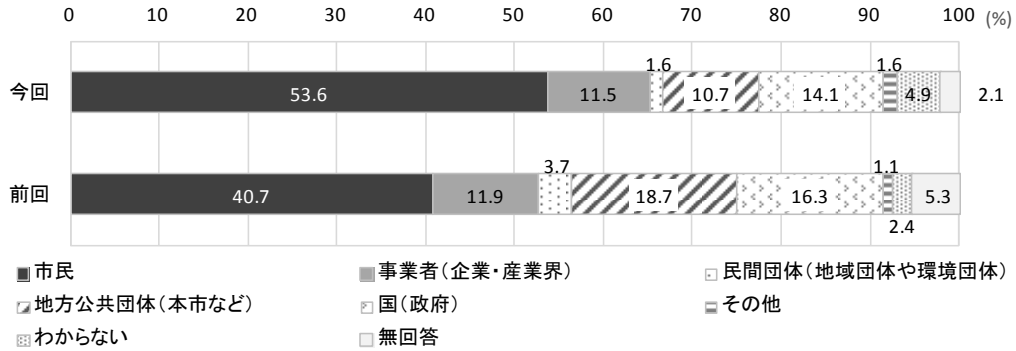


図 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体

- 多くの人が日常のごみの分別、節電、節水、生活排水対策等に取り組んでいますが、グリーン購入（環境への影響を考えた物品選択）や環境保全活動（緑化活動や美化活動等）への参加は十分進んでいません。
- 環境保全活動への今後の参加意向は高くなっています。

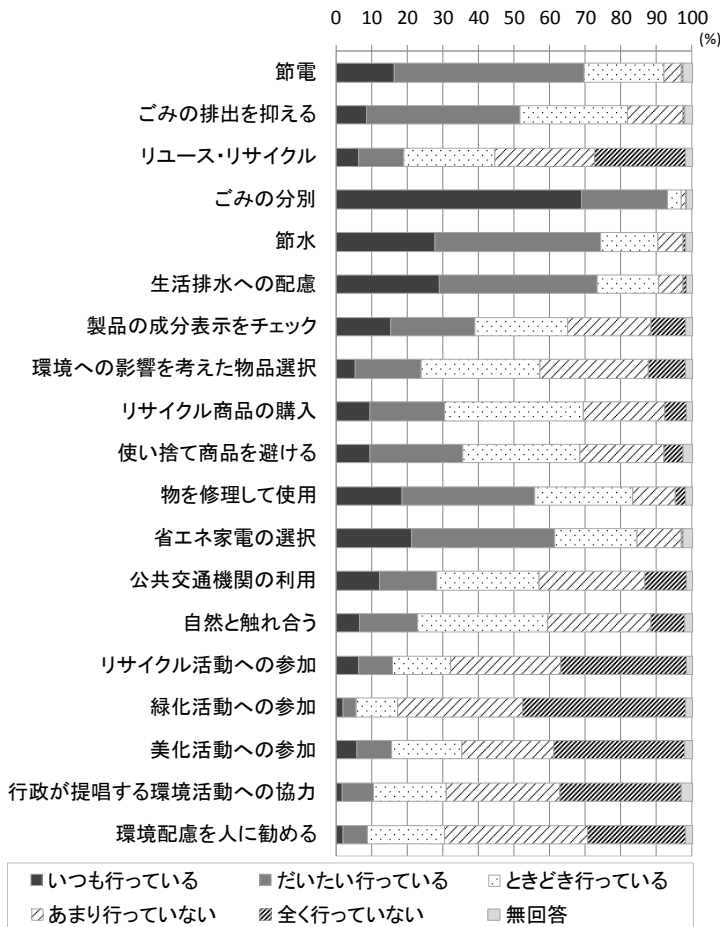


図 環境配慮行動の実施状況

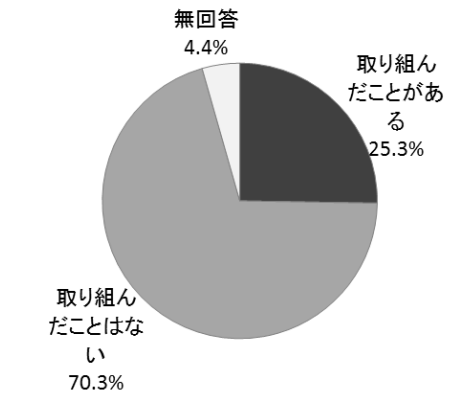


図 環境保全活動への参加経験

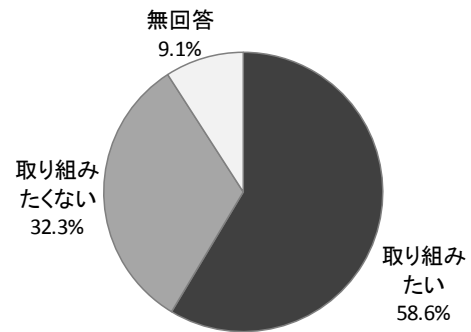


図 環境保全活動への今後の参加意向

- 環境配慮行動に積極的に取り組むためには、行動による環境保全効果が分かること、光熱費の削減や補助金、エコポイント¹³⁾の獲得等の直接的なメリットがあること等が求められています。

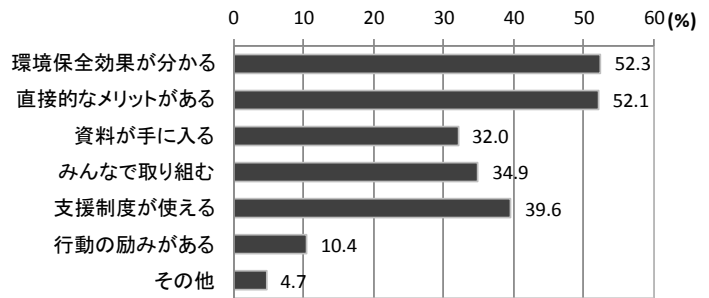


図 環境配慮行動に積極的に取り組むために必要なこと

◆今後の刈谷市の環境

- ごみのない美しいまち、川・池・空気・緑といった自然が豊かなまちを望む意見が多くみられました。

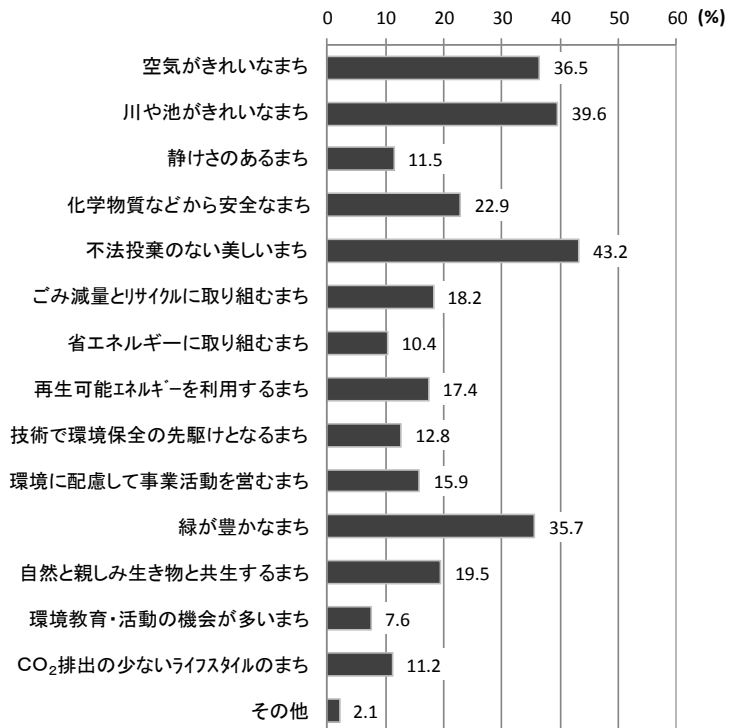


図 環境分野で望む今後のまちの姿

【課題】

- 取組の重要度及び満足度が高い、水環境及び大気環境の保全、廃棄物対策については、引き続き取組を進めることが求められます。
- 取組の満足度が低い、まちづくりや交通面での環境配慮、水辺環境の保全、エネルギー対策について、取組を進めることが必要です。
- 環境配慮行動を促進するため、効果の見える化や直接的なメリットを提示することが必要です。
- 実施率の低いグリーン購入やリユース・リサイクル等の取組を促していくため、市民への普及啓発、環境教育・環境学習を継続的に実施することが必要です。
- 環境保全活動への参加を進めるため、活動の場を提供していくことが必要です。

¹³ エコポイント：市民が行った環境配慮行動に対して発行するポイント。貯めたポイントは、エコ商品等と交換することができる。p.27 コラム参照。

(2) 事業者アンケート

◆環境に配慮した取組の実施状況

- 環境保全のために重要な役割を担うのは、市民であるとの認識は強いですが、市民アンケートと比較して事業者の役割が重要であるとの認識が高くなっています。

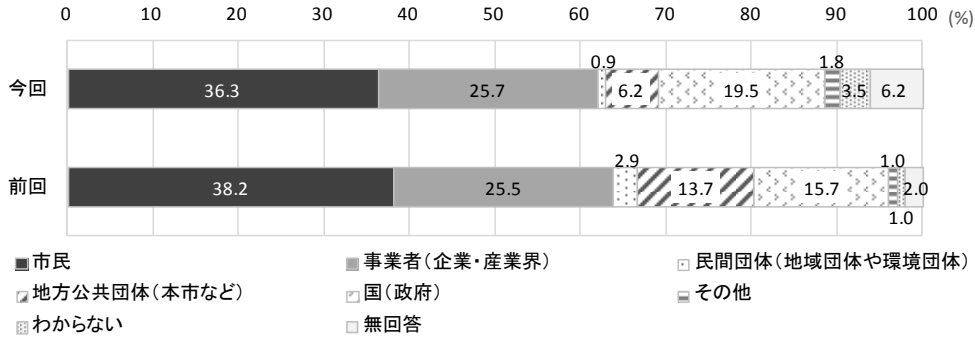


図 環境を守る上で最も重要な役割を担う主体

- 環境問題や環境配慮の取組は、将来のために義務的に取り組まざるを得ないと考える事業者が半数以上を占めていますが、競争力の強化やビジネスチャンスと捉えている事業者もいます。
- 環境ビジネス¹⁴⁾は、消費者の関心の低さ、投資リスクの高さ、ノウハウ・人材不足が課題となっています。
- 環境マネジメントシステム¹⁵⁾の認証取得は、大企業では進んでいますが、中小企業での導入が進んでいません。
- 廃棄物の総排出量等の環境負荷情報を把握している事業者は全国平均より多い状況です。

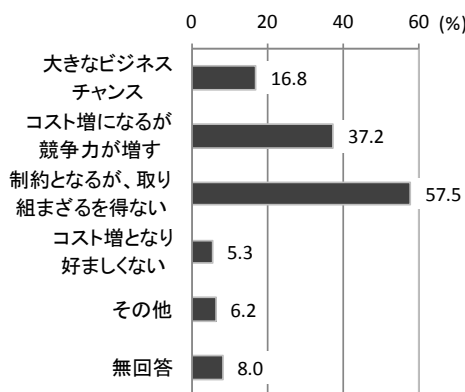


図 環境問題や環境保全への取組が事業へ及ぼす影響

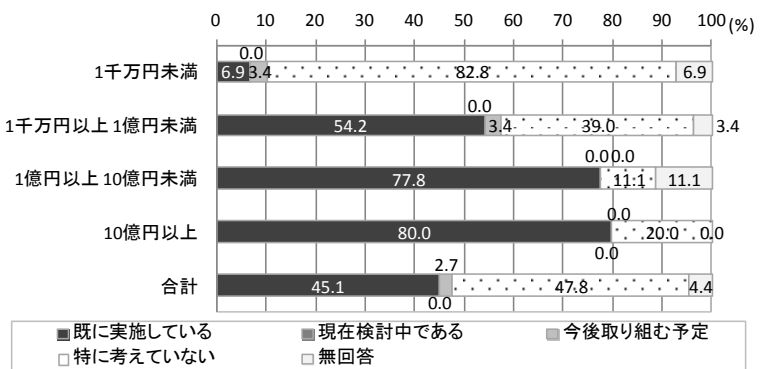


図 環境マネジメントシステムの構築等の取組(資本金別)

¹⁴ 環境ビジネス：環境保全に役立つ商品やサービスを提供したり、社会経済システムを環境に配慮したものに変わっていく上で役立つ技術やシステム等を提供するビジネス。

¹⁵ 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、環境に関する方針や目標を自ら設定し、自主的に環境保全に関する取組を進めることを「環境マネジメント」といい、それを行うための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。

- 環境保全活動については、地域の美化活動、所有地の緑化、職員の環境教育の実施率が高く、美化活動や緑化を行う事業者が増加しています。

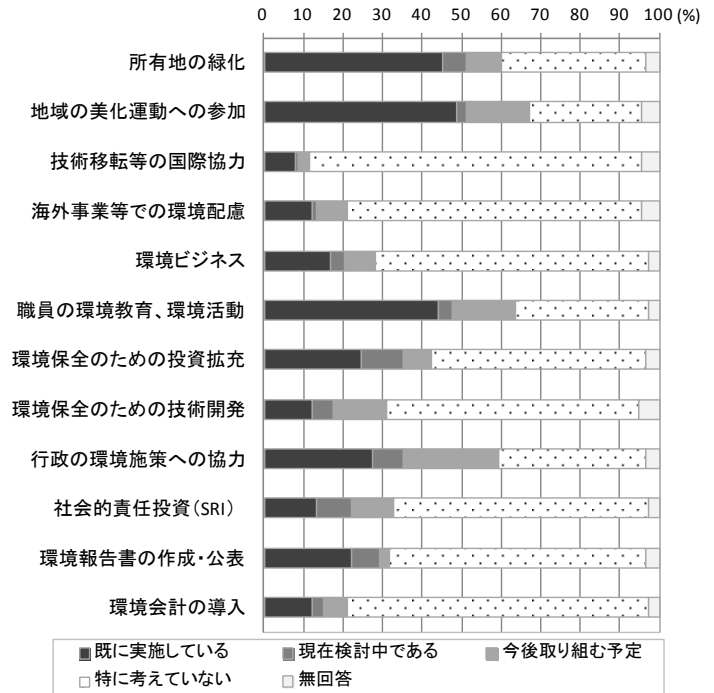


図 環境保全活動の実施状況

◆今後の刈谷市の環境

- 市民アンケートと同様に、ごみのない美しいまち、川・池・空気・緑といった自然が豊かなまちを望む意見が多くみられました。
- 環境保全活動に積極的に取り組むためには、行動による環境保全効果が分かること、補助金等の支援制度が使えること、コストダウン等の直接的なメリットがあることが求められています。

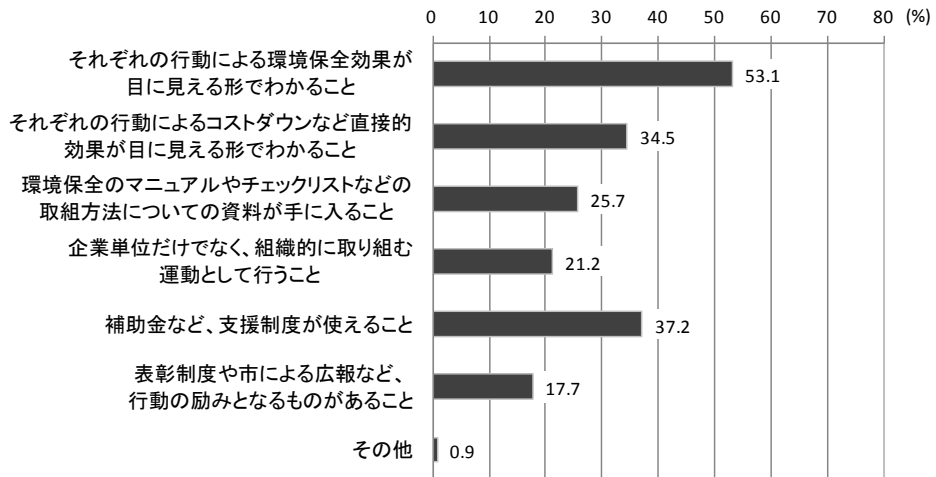


図 環境保全活動に積極的に取り組む方策

【課題】

- 環境ビジネスの活性化に向けて、環境製品に対する消費者の意識の向上や投資に対する支援、他の事業者の取組事例の紹介等が必要です。
- 中小企業に対する環境マネジメントシステムの構築への支援が必要です。
- 事業者の環境保全活動を促進するため、取組事例の紹介や補助金等の支援制度の情報提供を進める必要があります。

4 計画策定の視点

これまでの記載のとおり、第1次計画策定以降、本市の環境の状況は、市民の取組の推進や事業者の積極的な公害防止対策等により、全般的には改善傾向にあるものの、騒音やごみの不法投棄といった身近な問題から地球温暖化や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、引き続き解決に取り組む必要がある課題も多くあります。また、環境をめぐる社会経済情勢も大きく変化しています。

こうした状況を踏まえて、特に次の視点に重点を置き、本計画を策定します。

(1) 各主体の活動領域（暮らし・産業・地域基盤）で環境施策を整理

第1次計画では生活環境、ごみ、地球環境、自然環境、環境教育・学習、環境活動といった取組分野ごとに環境施策を提示しました。しかし、市民、事業者等の主体的な行動をさらに促進していくためには、これまでの取組分野ごとの視点に加えて、各主体がどのように取り組めばよいか、また各主体に対してどのような施策を行う必要があるかといった、主体ごとの視点が重要です。

そこで、市民、事業者等の活動領域の視点である「暮らし（環境にやさしい暮らしの実践）」、「産業（環境と産業の共生）」及びそれらを支える「地域基盤（持続可能な地域基盤づくり）」の3つを柱とし、環境施策を整理します。

(2) 刈谷市の環境を取り巻く状況を踏まえて取組分野（低炭素・資源循環・自然共生・安全安心）を整理

第1次計画策定以降、本市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。

「地球温暖化問題」、「生物多様性の保全」は、国際的な取組が進む大きな課題であると同時に、猛暑や大雨の頻発、身近な自然の減少等、市民の実生活にも影響する重要な環境問題となっています。

また、「資源循環、廃棄物に関する問題」は、ごみの不法投棄といった身近な環境問題だけでなく、天然資源の枯渇といった経済社会に大きな影響を及ぼす問題としても、継続的な取組が求められています。

さらに、東日本大震災や原子力発電所の事故等を背景に、あらためて環境施策の基盤となる「安全安心」に対する重要性が高まっています。

こうした状況や国や県の環境基本計画も踏まえ、暮らし・産業・地域基盤の活動領域の3つの柱に対し、「低炭素」、「資源循環」、「自然共生」、「安全安心」の4つの取組分野の視点から施策を整理します。

（３）多様な主体の参加と協働による環境都市づくりを横断的に取り組む柱に位置づけ

環境に配慮した行動を促していくためには、環境問題を理解し、行動する人づくりが不可欠です。また、市民、事業者、NPO、行政等が個別に主体的に取り組むことに加え、様々な主体が連携・協働することにより、相乗効果を生み、さらなる取組の促進が期待されます。

そのため、「参加と協働による環境都市づくり」を、各取組の基盤として横断的に取り組む柱と位置づけます。

第3章 環境将来像と目標

1 環境将来像

持続可能な環境をみんなで紡ぐ産業文化都市

本市の最上位計画として、地域のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示す第7次刈谷市総合計画では、将来都市像として「人が輝く 安心快適な産業文化都市」を掲げています。

また、刈谷市環境基本条例の基本理念は、本市の環境の保全と創造に向け、「市民が健康で文化的な生活を営む良好な環境を保持しつつ、将来の世代に継承していくこと」「人と自然が調和し、環境への負荷が少ない循環型社会を基調としたまちづくりに向け、すべての者が協働すること」「地球環境の保全に、すべての者の自主的かつ積極的な取組により推進すること」を求めています。

第7次刈谷市総合計画の将来都市像、刈谷市環境基本条例の理念、本市の環境を取り巻く現状から、「持続可能な環境」を構築し、未来の子ども達に「紡いでいく」ことが強く求められています。また、市民、事業者等「みんな」が主体的に、かつ協働して取り組むことが重要です。

こうした思いを込めて、第2次環境基本計画の環境将来像を「持続可能な環境をみんなで紡ぐ産業文化都市」とします。

2 基本方針

環境将来像の実現に向け、4つの基本方針に沿って取組を進めます。

基本方針1 環境にやさしい暮らしの実践

市民一人ひとりの暮らしから生じる環境負荷が、地域の環境のみならず、地球環境にも大きな影響を及ぼしています。

そのため、日々の暮らしの中で、市民一人ひとりが環境にやさしい暮らしを実践することにより、事業活動、さらには社会のあり方の変革を促し、持続可能な社会の実現を目指します。

基本方針2 環境と産業の共生

自動車関連産業を基幹とした活発な産業活動から産み出される、エコカーをはじめとした環境に配慮した製品は、本市の大きな強みであり、世界中で環境負荷の低減に大きく寄与しています。

この強みを生かして、事業活動に伴う環境負荷の抑制を図りつつ、環境に配慮した新たな製品の開発や普及を進めることにより、世界規模で環境負荷の低減を図りながら経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなるという、環境と経済が好循環する、環境と産業が共生した社会を目指します。

基本方針3 持続可能な地域基盤づくり

ライフスタイル、ビジネススタイルの変革を促し、持続可能な社会を実現するためには、暮らしや事業活動を支える地域基盤を持続可能なものへと変えていく必要があります。

そのため、低炭素型のまちづくり、エコモビリティネットワーク¹⁶⁾づくり、生態系ネットワークに配慮した緑化や環境関連施設の整備等を進めることで、誰もが暮らしやすい持続可能な地域基盤づくりを目指します。

基本方針4 参加と協働による環境都市づくり

環境を理解し、行動する人づくりは、全ての取組の基盤となるものです。また、市民、事業者、NPO、行政等が個別に主体的に取り組むことに加え、様々な主体が連携・協働することにより、相乗効果を生み、さらなる取組の促進が期待されます。

そのため、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点も含め、地球的な視野で環境のためにできることを理解し、行動する環境にやさしい人づくりを進めるとともに、様々な主体の連携・協働を推進することにより、環境配慮行動があらゆる場面に浸透した社会を目指します。

¹⁶⁾ エコモビリティネットワーク：自動車から自転車や公共交通機関への利用の移行を促進し、CO₂の排出の少ない移動手段を普及させるため、自転車やバス、電車等の利便性向上や相互の乗り換えを円滑にすること。

3 環境指標と目標

環境指標は、環境基本計画の達成状況を点検・評価するための「ものさし」であり、計画が目指す本市の環境の状態を表す成果指標として掲げるものです。

基本方針1～3については、環境に配慮した市民、事業者の行動、地域基盤づくりを通じた成果を把握するため、低炭素、資源循環、自然共生、安全安心の4つの取組分野ごとに環境指標を設定しました。また、基本方針4については、参加と協働の促進を表す環境指標を設定しました。

なお、環境指標は、毎年度達成状況を確認し、目標を達成した項目等については、目標の見直しを随時行うこととします。

表 環境指標と目標値

基本方針 取組分野	環境指標	現状値	目標値	
基本方針1	環境にやさしい暮らしの実践			
基本方針2	環境と産業の共生			
基本方針3	持続可能な地域基盤づくり			
取組分野	低炭素	太陽光発電・太陽熱利用システムを設置した住宅戸数	2,526戸 (H25年度末補助件数)	7,000戸
		E・V・P・H・Vの普及台数	94台 (H25年度末補助件数)	1,200台
		1世帯当たりの年間電気・ガス使用量	電気 5,222kWh ガス 374 m ³ (H25年度)	モニタリング指標 (目標値は設定せず、推移を把握)
		省エネルギーに心がけている市民の割合	85.4% (H24年度)	90%
	資源循環	ごみの年間総排出量	55,379 t (H25年度)	48,500 t (H32年度)
		1人1日当たりのごみ排出量	1,028 g/人・日 (H25年度)	830 g/人・日 (H32年度)
		リサイクル率	20.1% (H25年度)	40% (H32年度)
	自然共生	1人当たりの都市公園面積	8.5 m ² /人 (H25年度末)	9 m ² /人 (H32年度)
		緑や自然を身近に感じることができると思う市民の割合	65.7% (H24年度)	70% (H32年度)
		下水道普及率	90.7% (H25年度末)	95% (H32年度)
		下水道水洗化率	80.8% (H25年度末)	93% (H32年度)
	安全安心	環境基準の達成状況	H25年度の主な未達成項目「光化学オキシダント」「境川上流のBOD」	全項目及び全地点での達成
	基本方針4 参加と協働による環境都市づくり			
		環境関連講座への年間の参加者数	764人 (H25年度)	1,500人
		環境支援員育成講座の修了者数	46人 (H25年度末)	100人
		地域活動やボランティア活動が活発であると思う市民の割合	58.0% (H24年度)	62% (H32年度)

※目標値について、平成32年度としているものは第7次刈谷市総合計画等の目標年度とあわせて設定しています。各計画の改定後は、新たな目標の設定を検討します。

第4章 環境施策

施策体系

環境将来像の実現に向けて、第2章に記載した計画策定の視点及び第3章に掲げた基本方針を踏まえ、以下の体系に沿って環境施策を進めます。



基本方針1 環境にやさしい暮らしの実践

取組分野(1) 低炭素

① 省エネ型のライフスタイルへの変革

【取組方針】

暮らしにおけるCO₂排出量を大幅に削減するためには、私たちの意識の変革のもと、無理なくエネルギーの利用が少ない生活を実践することが重要です。

そのため、CO₂排出量の「見える化」や楽しみながら省エネ行動が進む取組を推進し、CO₂の排出について常に意識することで、省エネ型のライフスタイルへの変革を促します。

【取組内容】

1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進

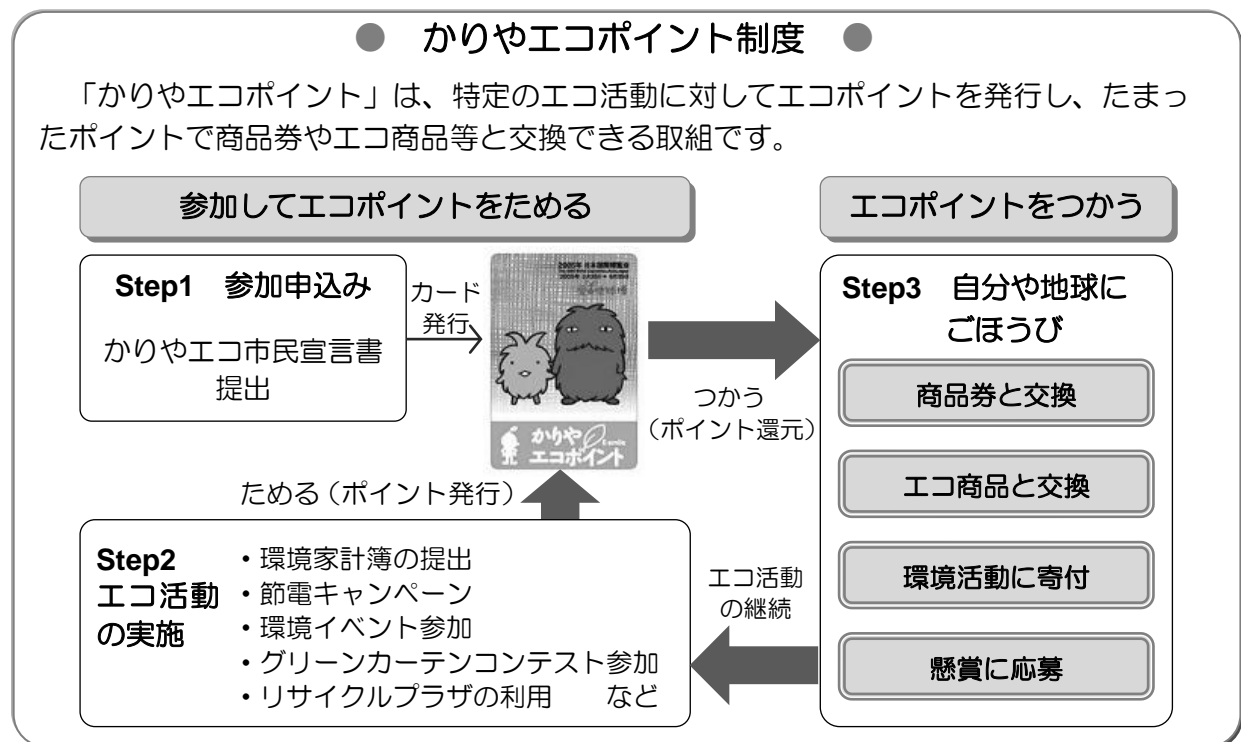
エネルギー使用量やCO₂排出量を見える化する、環境家計簿¹⁷⁾、省エネナビ¹⁸⁾、HEMS¹⁹⁾等の普及を促進し、市民の省エネルギー意識の向上を図ります。

■ 主な施策

- ・ かりやエコポイント制度を活用した環境家計簿の普及・節電キャンペーンの実施
- ・ 省エネナビ・ワットアワーメーターの貸出し
- ・ HEMSの普及促進
- ・ 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデー²⁰⁾ (CO₂削減量把握)の実施

● かりやエコポイント制度 ●

「かりやエコポイント」は、特定のエコ活動に対してエコポイントを発行し、たまったポイントで商品券やエコ商品等と交換できる取組です。



¹⁷ 環境家計簿：家庭で使用したエネルギー量（電気・ガス・水道・ガソリン等）を記録することで、排出したCO₂排出量を算出できる“環境版”家計簿のこと。

¹⁸ 省エネナビ：電気使用量や電気料金、CO₂排出量等をリアルタイムで表示する機器。

¹⁹ HEMS：Home Energy Management Systemの略。家庭内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム。

²⁰ エコライフデー：不要な照明の消灯やレジ袋の削減等、温暖化防止や省資源につながる「環境にやさしい生活」を実践する、刈谷市が設定する日のこと。

2) 楽しみながら省エネ行動が進む取組の推進

花や野菜を育てながら地球温暖化対策に取り組めるグリーンカーテンづくり、燃料費の節約につながるエコドライブ²¹⁾等、楽しみながら省エネ行動が進む取組を推進します。

■ 主な施策

- ・ グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座
- ・ エコドライブの普及啓発

● グリーンカーテン ●

グリーンカーテンとは、朝顔やゴーヤ等のつる性の植物を窓の外に這わせ、省エネ・地球温暖化対策を行う自然のカーテンのことで、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える効果があります。また、花や実を楽しみ、緑に親しむこともできます。

本市では、家庭や事業所を対象としたグリーンカーテンコンテスト、グリーンカーテンづくり講座、小中学校、幼稚園や保育園等の公共施設におけるグリーンカーテンの設置により、家庭や職場、学校といった様々な場所でグリーンカーテンづくりを進めています。



平成26年度グリーンカーテンコンテスト
最優秀賞（家庭部門）



平成26年度グリーンカーテンコンテスト
最優秀賞（事業所部門）

²¹⁾ エコドライブ：発進を緩やかにする、車間距離を十分にとり加減速を少なくする、早めのアクセルオフを行う、無用なアイドリングをしないなどのことを心掛け、環境に配慮して自動車を使うこと。

②創エネ・省エネ設備の導入

【取組方針】

暮らしの低炭素化のためには、省エネ型のライフスタイルを実践することに加え、家庭でエネルギーを創り出すこと、設備を省エネ型でCO₂排出量の少ないものに変えていくことが重要です。

本市は、全国的にみても日射量が多い地域であるため、太陽光発電や太陽熱利用をはじめとした再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、高効率な給湯器等の省エネ設備の導入を進めることで、住宅におけるCO₂排出量の大幅な削減を図ります。

【取組内容】

1) 家庭における創エネ・省エネ設備の普及促進

太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池等の設置を支援し、家庭における創エネ・省エネ設備の普及を促進します。

■ 主な施策

- ・ 太陽光発電システム設置費補助
- ・ 太陽熱利用システム設置費補助
- ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助

③エコカーの普及拡大

【取組方針】

自動車が必要な交通手段となっている本市において、自動車からのCO₂排出量の削減は特に重要です。

近年、自動車の技術開発が急速に進み、ハイブリッド自動車をはじめ、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等のエコカーが一般販売されています。また、平成26年度中には燃料電池自動車²²⁾の一般販売も予定されています。これらのエコカーの普及を進め、移動に伴うCO₂排出量の大幅な削減を図ります。

【取組内容】

1) エコカーの普及促進

全国トップクラスの補助の実施等により、エコカーの普及拡大を図ります。

■ 主な施策

- ・ エコカーの購入費補助
- ・ 燃料電池自動車の普及に向けた支援

²²⁾ 燃料電池自動車：車載の水素と空気中の酸素の化学反応によって発生する電気、モーターを回転させて走る自動車。

取組分野（２）資源循環

④ 3 Rの実践

【取組方針】

資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくため、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムが環境に大きな負荷をかけてきたことを一人ひとりが認識し、ごみの減量、再資源化に取り組むことが重要です。

そのため、ごみの分別、減量を引き続き市民へ呼び掛け、3 R（ごみの減量:Reduce、再使用:Reuse、再資源化:Recycle）を推進します。

【取組内容】

1) ごみの排出抑制・分別の徹底によるごみ減量、再資源化の推進

家庭での生ごみの減量や買物時の過剰包装の抑制等、家庭におけるごみの排出抑制を推進します。また、ごみの分別に関する市民への情報提供や普及啓発、地域主体の資源回収への支援等を通じて、「ごみ」と「資源」の分別排出を徹底します。

■ 主な施策

- ・ 生ごみ処理機器購入費補助
- ・ クリーンカレンダー²³⁾、ごみの分け方・出し方ガイドブックの配布
- ・ 資源回収奨励報償金²⁴⁾、ごみ分別収集協力報償金²⁵⁾の交付
- ・ 小売店とのレジ袋削減に関する協定の締結
- ・ 家庭ごみ有料化の検討
- ・ 小型家電リサイクルの推進

2) 不用となった日用品等の再利用の促進

リサイクルプラザの利用促進等を通じて、家庭で不用になった日用品等の有効活用を進め、ごみの減量化を図ります。

■ 主な施策

- ・ リサイクルプラザの利用促進

● リサイクルプラザ ●

環境センターにリサイクルプラザ「エコくる」、クリーンセンターにリサイクルプラザ KC を開設しており、不用になった日用品等を持ち込み、安価な値段で展示販売することができます。

エコくるでは、「あげます・譲ります」、「買います・ください」等の情報コーナーや古布類の回収ボックスがあり、傘の修理も行っています。

また、リサイクルプラザ KC では、再生補修家具等の展示販売も行っています。



リサイクルプラザ KC

²³ クリーンカレンダー：区域毎に定められた、ごみ（燃やせるごみ、プラ容器、紙容器、古紙類、不燃ごみ、空きビン、空き缶・金属類、アルミ缶、ペットボトル）の収集日を示すカレンダー。

²⁴ 資源回収奨励報償金：ごみの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源回収活動をする市民団体に対して交付する報償金。

²⁵ ごみ分別収集協力報償金：市が実施するごみ分別収集に協力する地区団体に、ごみの減量化および資源化並びに環境美化の推進を図ることを目的として交付する報償金。

⑤ごみの散乱の防止

【取組方針】

3Rの推進により日々の暮らしから発生するごみを極力減らすことに加え、やむを得ず発生するごみについては、適正に処理することが重要です。

そのため、市民と連携してごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを進めます。

【取組内容】

1) 市民による美化活動の推進

道路・河川・水路・公園等の美化を目的に清掃活動を行う市民のボランティア活動を支援します。

■ 主な施策

- ・ 清掃活動を行うボランティア団体の支援

2) 不法投棄の防止

ごみの散乱防止の普及啓発活動、ごみ散乱防止推進員²⁶⁾や地域環境保全委員²⁷⁾との連携等により、不法投棄を防止します。

■ 主な施策

- ・ ごみの散乱防止の普及啓発
- ・ ごみ散乱防止推進員、地域環境保全委員との連携による不法投棄の監視・連絡

²⁶⁾ ごみ散乱防止推進員：刈谷市空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、各地区から推薦され市の委嘱を受け、地区内の巡回、啓発活動等、地区のごみ散乱防止、環境美化を推進する人。

²⁷⁾ 地域環境保全委員：地域における環境の状況を把握し、その保全に関する活動を推進するため、愛知県環境基本条例に基づき県内市町村に配置される委員。地域の環境の状況の調査・報告、県の行う環境保全施策への協力、地域における環境保全のための自主的活動の推進等を担う。

取組分野（３）自然共生

⑥身近な自然環境の保全・創出

【取組方針】

市内を流れる川や住宅地の生垣等の身近な水辺、緑は、潤いある生活空間を創出するとともに、生物が生息する場としても重要な役割を果たしています。

そのため、生活排水対策を進めるとともに、家庭で花や緑を育てる取組を推進し、身近な自然環境を保全・創出します。

【取組内容】

1) 生活排水対策の推進

下水道や合併処理浄化槽の整備により、未処理のまま河川等に放出される生活排水を削減します。また、市民への普及啓発により家庭でできる生活排水対策を推進します。

■ 主な施策

- ・ 下水道供用区域の拡大
- ・ 下水道供用区域における未接続世帯への接続の啓発
- ・ 合併処理浄化槽設置整備補助
- ・ 生活排水対策に係る普及啓発

2) 家庭で花や緑を育てる取組の推進

民有地緑化への補助や緑化に関する普及啓発、緑に関する知識や技術を習得する場の提供等を通じて、家庭で花や緑を育てる取組を推進します。

■ 主な施策

- ・ 民有地緑化補助
- ・ グリーンカーテンコンテスト・グリーンカーテンづくり講座（再掲）
- ・ 植木の即売会、苗木の無償配布、造園教室等の緑化イベントの開催

取組分野（４）安全安心

⑦身近な生活環境の保全

【取組方針】

日常生活に起因する騒音・振動・悪臭等の問題は、一人ひとりのマナーやモラルによるところが大きく、互いに迷惑をかけないように配慮することが重要です。

そのため、市民への啓発を通じて、身近な生活環境の保全を図ります。

【取組内容】

1) 身近な生活環境の保全に関する市民意識の向上

ペットの鳴き声、楽器等による近隣騒音や野焼きによる悪臭といった身近な生活環境問題に対し、啓発を行うことにより、マナーやモラルの向上を図ります。

■ 主な施策

- ・ 身近な生活環境の保全に関する啓発
- ・ 苦情申立に対する適切な対応

基本方針 2 環境と産業の共生

取組分野（1）低炭素

①事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制

【取組方針】

本市のCO₂排出量の約2/3は事業活動に伴って排出されており、事業者による温室効果ガスの排出抑制の取組は大変重要です。

そのため、エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化、各種法令や認定制度に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底、取組事例等の情報共有を進めます。

【取組内容】

1) エネルギー使用量やCO₂排出量の見える化の推進

環境マネジメントシステムの導入、BEMS²⁸⁾の普及等を促進し、事業所におけるエネルギー使用量やCO₂排出量の見える化を推進します。

■ 主な施策

- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援
- ・ BEMSの普及促進

2) 各種法令や支援制度等による温室効果ガスの排出抑制

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による地球温暖化対策計画書制度等の法令の遵守や補助制度等を活用した環境投資の推進により、事業所における温室効果ガスの排出を抑制します。

■ 主な施策

- ・ 各種法令に基づく温室効果ガスの排出抑制の徹底
- ・ 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、小規模事業者経営改善資金利子補給補助等）を活用した環境投資の推進
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討

²⁸⁾ BEMS：Building Energy Management Systemの略。ビル内においてエネルギー使用状況を見える化し、エネルギー使用を制御して省エネ化を可能とするシステム。

3) 温室効果ガス排出抑制に関する情報共有とネットワークづくり

事業者が温室効果ガス排出抑制に取り組む際に参考となる事例の紹介、情報の提供を実施するとともに、事業者のネットワークづくりを進めます。

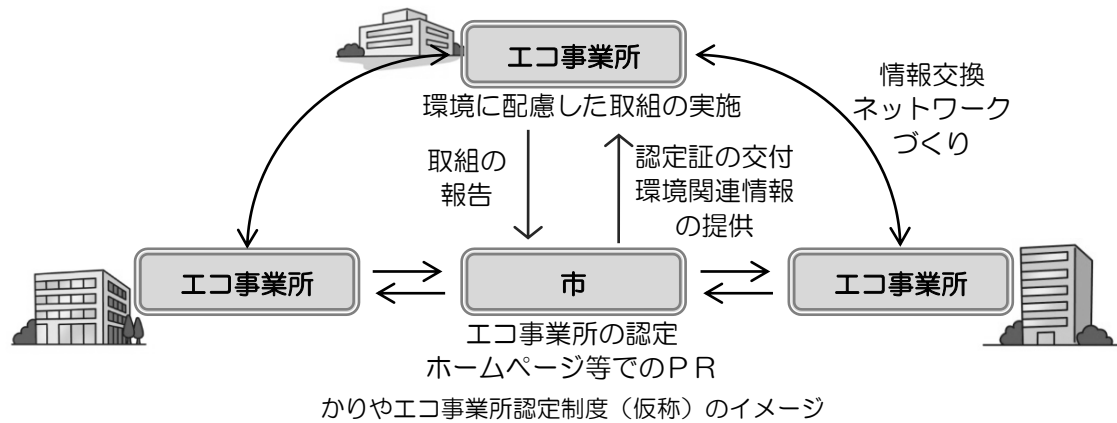
主な施策

- ・ かりやエコ事業所認定制度（仮称）の検討・実施
- ・ かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介
- ・ 温室効果ガス排出抑制に関する情報提供

● かりやエコ事業所認定制度（仮称） ●

事業活動の中で環境に配慮した取組を自主的かつ積極的に実施しているエコ事業所を、市が認定しPRすることで、事業所のエコな取組を支援する仕組みをつくります。

エコ事業所には市から環境関連情報の提供を行うとともに、エコ事業所同士のネットワークづくりを進めることで、更なる取組の推進を図ります。



● かりやエコマップ ●

「かりやエコマップ」は、太陽光発電の設置や電気自動車の導入、エコな商品の製造、自然保護活動等の市内の事業者や団体等が実施しているエコな取組について、場所を地図に掲載するとともに、写真等を使用して分かりやすく紹介しています。

「かりやエコマップ」を通じて、市内の事業者等の取組を市内外の方に知っていただくことで、取組を後押しします。



平成 26 年 4 月 発行



②低炭素型製品の開発・製造

【取組方針】

自動車産業を中心とする製造業が集積する本市では、製品の製造・使用から廃棄・再利用までに排出されるCO₂を低減した低炭素型の製品を開発することが、本市のみならず、世界全体の低炭素化に大きく貢献します。また、そうした低炭素型製品の普及を図ることは、事業者の低炭素型製品の開発・製造を後押しすることとなり、環境と経済の好循環につながります。

そのため、事業者の低炭素型製品の開発・製造を支援するとともに、低炭素型製品の普及を図ります。

【取組内容】

1) 事業者の低炭素型製品の開発・製造の支援

事業者に対する補助制度や取組事例の情報発信等を通じて、低炭素型製品の開発・製造を支援します。

■ 主な施策

- ・ 事業者への支援制度(小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等)を活用した環境投資の推進(再掲)
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討(再掲)
- ・ かりやエコマップ等を通じた取組事例の紹介(再掲)

2) 低炭素型製品の普及促進

各種補助制度等により、低炭素型製品の普及促進を図り、市内事業者の低炭素型製品の開発・製造を後押しします。

■ 主な施策

- ・ エコカーの購入費補助(再掲)
- ・ 家庭用燃料電池(エネファーム)設置費補助(再掲)
- ・ 燃料電池自動車の普及に向けた支援(再掲)

取組分野（２）資源循環

③循環ビジネスの活性化

【取組方針】

資源循環型の経済社会を構築するためには、天然資源を使用した製造・流通・販売における省資源、廃棄物の発生抑制に加え、廃棄物・資源の回収やリサイクル等を担う循環ビジネスの活性化が重要です。

そのため、率先して廃棄物・資源のリサイクルを進めるとともに、循環ビジネスに取り組む事業者を支援します。

【取組内容】

1) 廃棄物・資源のリサイクルの推進

公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルを率先して進めるとともに、発生量が多い下水汚泥等のバイオマス²⁹⁾ 資源のリサイクル方法について、検討を行います。

■ 主な施策

- ・ 公共施設や公共事業から発生する廃棄物・資源のリサイクルの推進（廃食用油のBDF³⁰⁾ 化、剪定枝の堆肥化、焼却灰の熔融処理による熔融メタル化・熔融スラグ³¹⁾ 化等）
- ・ 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル方法の検討

2) 循環ビジネスに取り組む事業者の支援

事業者の設備投資、技術開発の支援等を通じて、廃棄物を資源化する循環ビジネスの活性化を図ります。

■ 主な施策

- ・ 事業者への支援制度（小規模企業者設備投資促進補助、新産業技術開発支援補助等）を活用した環境投資の推進（再掲）
- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討（再掲）

²⁹⁾ バイオマス：再生可能な生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであり、生命と太陽がある限り枯渇しない資源。具体的には、下水汚泥や生ごみ、建設発生木材、剪定枝等がある。

³⁰⁾ BDF：Bio Diesel Fuel の略。廃食用油（てんぷら油等）や菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油等の生物由来の油から作られる、軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。

³¹⁾ 熔融スラグ：焼却灰を高温で熔融し、急速に冷やすことで生成されるガラス状の物質。砂に似ているため、土木資材、建築資材等の材料として有効利用する取組が進められている。

④事業活動に伴う廃棄物の削減・適正処理

【取組方針】

事業活動に伴い発生する廃棄物を減量（Reduce）することは、環境負荷の低減のみならず、生産効率の向上や廃棄物の処理費用の削減となり、企業の競争力の強化につながります。また、発生する廃棄物については、再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）を進め、最終的に処理が必要な廃棄物は、適正に処理することが重要です。

そのため、各種法令に基づく監視・指導を実施するとともに、環境マネジメントシステムの導入等による事業者の自主的な取組を促進します。

【取組内容】

1) 各種法令に基づく廃棄物の削減・適正処理の監視・指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、各種リサイクル法等に基づき、事業所に対する排出指導を徹底します。

■ 主な施策

- ・ 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導

2) 事業者の自主的な取組の促進

事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の適宜見直し、環境マネジメントシステムの導入支援等を通じて、廃棄物の排出抑制や資源の分別の徹底等を事業者に促します。

■ 主な施策

- ・ 事業系一般廃棄物の排出基準・処理手数料の見直しの検討
- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援（再掲）

取組分野（３）自然共生

⑤自然環境に配慮した事業活動・事業所づくり

【取組方針】

事業所の緑化をはじめとする事業者の自然環境の保全に関する取組は、生物多様性の保全に重要な役割を果たしています。また、農地についても、農業生産機能という面だけでなく、生物多様性の保全の面からも重要です。

そのため、経済活動との調和を図りながら、自然環境に配慮した事業活動・事業所づくりを進めます。

【取組内容】

1) 自然環境に配慮した事業所づくり

事業所の緑化に対する補助やコンテストによる表彰等を通じて、自然環境に配慮した事業所づくりを推進します。

■ 主な施策

- ・ 民有地緑化補助（再掲）
- ・ グリーンカーテンコンテスト（再掲）

2) 環境に配慮した農業の推進

農薬の減量化や農業廃材の適正処理等に関する普及啓発を通じて、環境に配慮した農業を推進します。

■ 主な施策

- ・ 環境保全型農業の普及啓発

● 自然環境に配慮した事業所づくり ●

市内では、自然環境に配慮した事業所づくりが各所で行われており、敷地内の緑化はもとより、ビオトープ（生物生息空間）を造って市民の憩いの場や環境学習の場として開放する、市民やNPOと協力して緑化活動を行う、などの先進的な取組が進んでいます。



トヨタ車体（株）ビオトープ「刈谷ふれ愛パーク」



（株）デンソー 刈谷ハイウェイオアシス
周辺の緑化活動

取組分野（４）安全安心

⑥ 率先した公害対策

【取組方針】

公害の未然防止に確実に取り組むことは、事業活動を持続可能に実施するために不可欠です。特に近年は、各種法令の遵守はもとより、事業活動のグローバル化に伴い、事業者の社会的責任（CSR）³²⁾ はさらに高まっており、事業者が自発的に取り組むことがこれまで以上に強く求められています。

そのため、各種法令に基づく監視・指導を確実に実施するとともに、環境保全協定³³⁾ や環境マネジメントシステムの導入支援等を通じて、周辺地域の環境保全はもとより、地球環境に調和した事業活動の推進を図ります。

【取組内容】

1) 各種法令に基づく公害防止の監視・指導

事業所からの大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害を防止するため、各種法令に基づき監視、指導を行います。

■ 主な施策

- ・ 関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導（再掲）

2) 事業者の自主的な環境対策の促進

環境保全協定の締結やエコな事業所を認定する制度等を通じて、公害の未然防止のための事業者の自主的な対策を促します。

■ 主な施策

- ・ 環境保全協定締結
- ・ かりやエコ事業所認定制度（仮称）の検討・実施（再掲）
- ・ 環境マネジメントシステムの導入支援（再掲）

³²⁾ CSR : Corporate Social Responsibility の略。企業は自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるという考え方であり、法令遵守、環境保全、人権擁護、消費者保護等について責任ある行動が求められている。

³³⁾ 環境保全協定：事業者の環境の保全及び創造に向けた取組の積極的な推進を図るため、市と事業者が結ぶ協定。平成 26 年 3 月末現在、28 社 32 工場が締結。

基本方針3 持続可能な地域基盤づくり

取組分野（1）低炭素

①低炭素型のまちづくり

【取組方針】

地球規模で深刻化する地球温暖化問題に対応し、本市が持続的に発展していくためには、日常生活に必要なまちの機能が住まいに身近なところへ集積され、車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるような「機能集約型のまちづくり」を進める必要があります。また、地域のエネルギーシステムそのものを効率的で低炭素なものとし、災害に強いまちにすることも重要です。

そのため、都市計画マスタープラン等に基づき機能集約型のまちづくり、エネルギーを効率よく利用できるまちづくりを進め、低炭素型のまちづくりを進めていきます。

【取組内容】

1) 機能集約型のまちづくり

民間活力を活用しつつ、既成市街地の再構築や鉄道駅などの周辺における市街地整備を進め、集約型都市構造の構築をめざした面的な都市基盤整備の推進を図ります。

■ 主な施策

- ・ 優良建築物等整備事業等によるまちなか居住の促進
- ・ 銀座地区の再整備
- ・ 刈谷駅北口周辺における交通まちづくりの推進

● 刈谷駅北口周辺における交通まちづくり ●

刈谷駅北口周辺では、周辺住民、地元商店街、周辺企業、行政等によるワークショップや社会実験等を通じて、自転車・歩行者空間の拡充による安全な歩行空間の確保等により交通環境を整備し、あわせて駅北口のシンボルロードづくりや商業施設と一体となった新たな“にぎわいの場”を創出するための検討を進めています。



人が主役となる「にぎわい空間」創出のイメージ

2) エネルギーを効率よく利用するまちづくり

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や焼却施設の高効率発電、バイオマス資源のエネルギー利用等の取組を公共施設において率先して進めることで、工場、オフィスビル、住宅等の民間施設への普及を図り、エネルギーを効率よく利用するまちづくりを進めます。

■ 主な施策

- ・ 防災拠点等への太陽光発電設備の導入
- ・ 焼却施設の高効率発電及び余熱利用の推進
- ・ 下水汚泥等のバイオマス資源のリサイクル（エネルギー利用）方法の検討（再掲）
- ・ 防犯灯のLED化

● 防災拠点への太陽光発電設備導入 ●

本市では、災害時に避難所となる全小中学校に、太陽光発電設備を設置することで、環境への負荷を軽減するとともに、停電時の電源の確保を図っています。

なお、小学校については、市の初期投資費や維持管理費を抑制するために、県内で初めて、屋根を民間事業者に貸し出すことにより設置しました。



富士松南小学校

②建物の低炭素化

【取組方針】

建物は利用期間が長く、環境性能の低い建築物の環境への影響は長期間継続することから、建物の低炭素化を進めることはとても重要です。

そのため、建築物を新築する際は、断熱や省エネ機器の導入を積極的に進めるとともに、戸数の多い既存の建築物についても省エネルギー対策を進めます。また、国産材やリサイクル材の利用、建物の利用期間の長期化等を図ることによって、建築から解体・廃棄までの建物全体のライフサイクルを通じてCO₂排出量を少なくする住宅の普及を促進します。

【取組内容】

1) 低炭素型住宅の普及

エネルギー消費量や断熱性能が一定の基準を満たす低炭素建築物、耐久・耐震・省エネルギー性に優れ長く住み続けられることで省資源・環境負荷軽減につながる長期優良住宅等の普及を促進します。

■ 主な施策

- ・ 低炭素建築物認定制度³⁴、長期優良住宅認定制度³⁵の普及啓発

³⁴ 低炭素建築物認定制度：都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく、CO₂の排出の抑制に資する建築物を認定する制度。税制優遇や容積率の緩和の特例措置が受けられる。

³⁵ 長期優良住宅認定制度：長期優良住宅の普及に関する法律に基づく、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を認定する制度。税制上の特例措置が受けられる。

2) 建築物の省エネルギー性能の向上

日射や通風への配慮、断熱性、気密性等の環境性能を評価・表示する制度の普及、再生可能エネルギー、省エネルギー設備導入への補助の実施等を通じて、建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。

■ 主な施策

- ・ CASBEE あいち³⁶⁾ による建築物の環境性能評価の普及啓発
- ・ 住宅性能表示制度³⁷⁾ の普及啓発
- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入推進（太陽光発電、太陽熱利用システム、燃料電池設置費補助）（再掲）

3) 国産材やリサイクル材の利用の推進

樹木は、光合成によって大気中のCO₂を取り込み、成長するため、CO₂を蓄えた木材の利用を進め、継続的に樹木を育てることは、大気中のCO₂の低減につながります。そのため、輸送に伴うCO₂の排出が少ない国産材の利用を推進します。

また、リサイクル材の利用を進めることで、建築に伴う環境負荷の低減を図ります。

■ 主な施策

- ・ 国産材やあいくる材³⁸⁾ の率先利用

③ エコモビリティネットワークの形成

【取組方針】

移動に伴うエネルギー使用量、CO₂排出量の削減を進めていくためには、エコカーの普及やライフスタイル、ビジネススタイルの変革とあわせて、交通基盤の整備を進めることが重要です。

そのため、公共交通機関の利便性の向上、自転車や歩行者の移動空間の確保を図るとともに、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電設備の整備等、エコカーの普及に対応したまちづくりを進めます。また、鉄道駅からのCO₂の排出の少ない移動手段の確保を図ります。

【取組内容】

1) 公共交通機関の利便性向上

公共施設連絡バスの路線・乗り継ぎ便や運行時間の見直し、バス停の整備や駅舎の改修等、公共交通機関の利便性向上を図ります。

■ 主な施策

- ・ バス路線の再編計画の立案・実施
- ・ 主要駅やバス停における乗り継ぎの利便性の向上（バス停整備、駅舎改修等）

³⁶⁾ CASBEE あいち：愛知県が開発した建築物の環境性能を総合的に評価する手法。

³⁷⁾ 住宅性能表示制度：住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の性能を温熱環境や維持管理・更新への配慮等 10 の分野にわたって等級や数値で表示する制度。

³⁸⁾ あいくる材：愛知県リサイクル資材評価制度により認定された、そのままでは不要物として廃棄されていたものを再生資源（原材料）として使用したリサイクル資材。

2) 自転車や歩行者の移動空間の確保

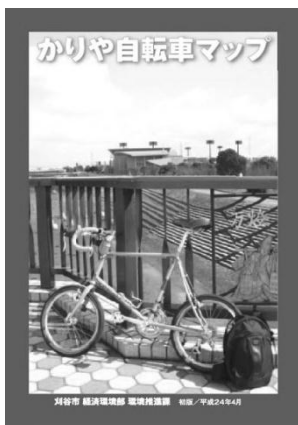
自転車と歩行者が安心して移動できる道路の整備を進めるとともに、自転車で走りやすいルートや駐輪場等の情報を提供するなど、自転車や歩行者の移動しやすいまちづくりを進めます。

主な施策

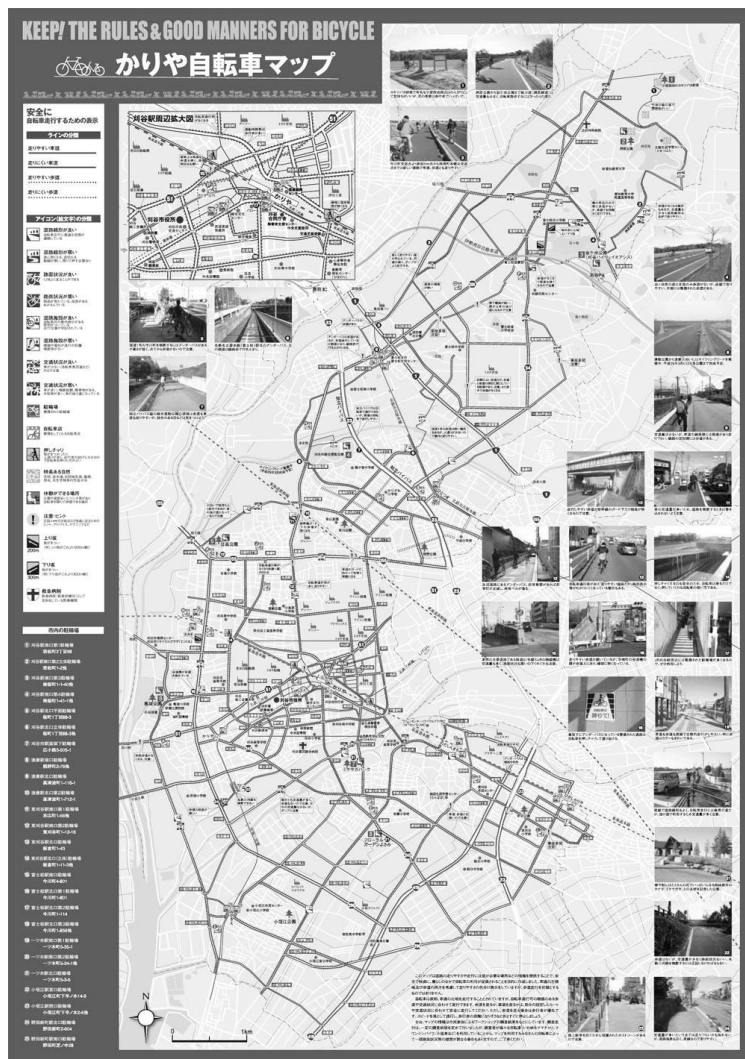
- ・ 自転車・歩行者道等の整備
- ・ かりや自転車マップの配布

● かりや自転車マップ ●

「かりや自転車マップ」は、自転車が走りやすい道路、走りにくい道路を明確化するとともに、自動車と自転車のそれぞれで移動した場合の所要時間、CO₂排出量等を記載し、自転車利用が環境に良いことを周知できるようにしています。さらに、観光資源、公共施設等の情報を盛り込むことで、様々な用途に使用可能となっています。



平成 24 年 4 月 発行



3) エコカーの普及に対応したまちづくり

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電設備や燃料電池自動車用の水素ステーション等、エコカーの普及に対応したインフラの整備を推進します。

■ 主な施策

- ・ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電インフラの整備

● 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用の充電インフラ ●

市内においては、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車でも利用できる充電スタンドの設置が進んでいます。

特に公共施設では、市役所、市民センター、市営駐車場等 12 か所に充電スタンドを設置し、無料で使用することができます（平成26年度時点）。



市役所に設置した普通充電器

4) 鉄道駅からのCO₂の排出の少ない移動手段の確保

自転車、超小型電気自動車の貸出しや駐輪場の確保を図ることで、鉄道駅からのCO₂排出の少ない移動を推進します。

■ 主な施策

- ・ 駅前観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し
- ・ 駐輪場の整備・管理運営

● 観光案内所における自転車や超小型電気自動車の貸出し ●

刈谷駅前の観光案内所では、市内観光施設等への便利な移動手段として、電動アシスト付き自転車を無料で貸出しています。また、観光やビジネスの足として、超小型電気自動車の無料貸出しサービスも行っています。



観光案内所で貸出している電動アシスト付き自転車



観光案内所で貸出している超小型電気自動車

取組分野（２）資源循環

④廃棄物処理施設の整備・維持管理

【取組方針】

廃棄物については、排出の削減（Reduce）を行うことが最優先ですが、それでも排出されるものは資源の選別を行って再使用（Reuse）、再資源化（Recycle）した上で、どうしても処分しなければならないものについては、適正に処理・処分を行うことが重要です。

そのため、リサイクル施設の整備・運営を行い、資源の再使用・再資源化を進めます。また、焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の適切な維持管理を実施します。

【取組内容】

1) リサイクル施設の整備・運営

資源化量の増大と最終処分量の削減を図るため、リサイクル施設を適切に整備・運営します。

■ 主な施策

- ・ 資源回収所や資源物選別施設、不燃物選別施設の整備・運営

2) 廃棄物の処理・処分施設の適切な維持管理

ごみの適正な処理・処分を図るため、ごみの焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分場の維持管理を適切に実施します。

■ 主な施策

- ・ 焼却施設・粗大ごみ処理施設・埋立処分場の維持管理

取組分野（3）自然共生

⑤生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全・創出

【取組方針】

北部地域の小堤西池のカキツバタ群落やため池、南部地域の社寺林や田園等の貴重な自然環境、総合運動公園や亀城公園等の都市公園、緑化された大規模工場等の緑の拠点・エリアは、多様な生物の生息環境になっています。こうした自然環境を保全・創出するとともに、本市の特徴である境川、逢妻川、猿渡川の3河川を軸とした「河川軸」と街路樹や桜並木等による「緑の軸」による生態系ネットワークの形成を図ります。

また、本市周辺では、絶滅のおそれのある動植物種が多数確認されるとともに、多種多様な外来種が確認されているため、貴重な動植物の保護と外来種対策を進めます。

【取組内容】

1) 緑・水辺の保全・創出

本市の自然環境を代表するため池や社寺林等の緑・水辺を保全するとともに、公園の整備、民有地の緑化等を通じて新たな緑・水辺を創出します。

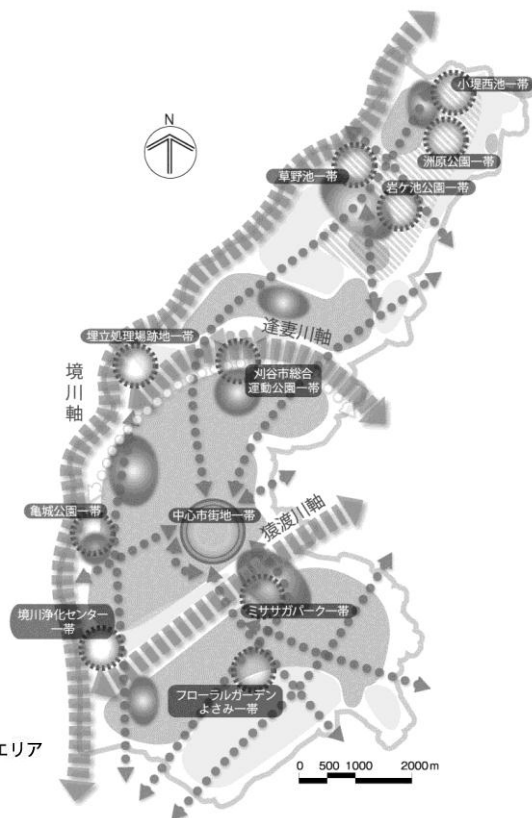
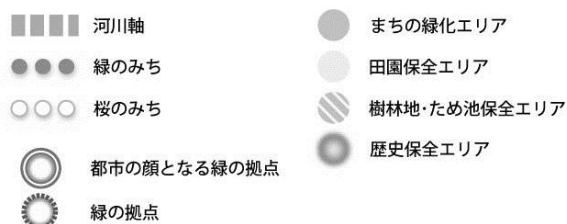
■ 主な施策

- ・ ため池・社寺林の保全
- ・ 公園緑地の整備・維持管理
- ・ 民有地緑化補助（再掲）

● 生態系ネットワーク ●

生態系ネットワークとは、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生物の生息空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらをつないだネットワークのことです。生物が水辺や樹林地、農地等を行き来できるようになることで、遺伝的な多様性を保つことができ、また、ある生物の生息に適した自然がなくなってしまう場合でも、その地域から絶滅する危険を減らすことができます。

本市では、「河川軸」と「緑の軸」により、生態系ネットワークの形成を図っています。



緑の将来像図

出典：第2次刈谷市緑の基本計画

2) 農地の保全・活用

農地は、多くの動植物にとって貴重な生息空間になっています。そのため、農業者への支援を行うことで、農地の保全・活用を進めます。

■ 主な施策

- ・ 生産緑地地区³⁹⁾・農用地区域⁴⁰⁾の保全
- ・ 農業者に対する資金融資
- ・ 刈谷生きがい楽農センター⁴¹⁾における農業研修
- ・ 遊休農地を市民農園、景観農園として有効利用
- ・ 農地の集積・集約化

3) 生態系ネットワークへの配慮

動植物の生息・移動空間を確保するため、道路や河川の緑化によって公園やため池等の緑・水辺をつなぎ、生態系ネットワークの形成を図ります。

■ 主な施策

- ・ 道路・河川の緑化

³⁹⁾ 生産緑地地区：都市部に残存する農地の計画的な保全を図り、良好な都市環境を確保することを目的に、都市計画に定められた区域。

⁴⁰⁾ 農用地区域：優良農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業の振興を図るため、今後10年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地等であり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された区域。

⁴¹⁾ 刈谷生きがい楽農センター：農業後継者育成及び遊休農地の解消・抑制等を図るため、農業研修を実施する施設。

4) 絶滅のおそれのある動植物種の保護及び外来種対策

野生生物の生息空間の保全等を通じて、絶滅のおそれのある動植物種の保護を進めます。また、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのある外来種への対策を進めます。

■ 主な施策

- ・ 小堤西池のカキツバタ群落の保全
- ・ 市内の動植物の生息状況の調査
- ・ 外来種対策の普及啓発
- ・ 外来種の防除方法の検討

● 小堤西池のカキツバタ群落の保全 ●

日本三大カキツバタ自生地の一つであり、国の天然記念物に指定されている小堤西池のカキツバタ群落は、昭和51年に地元有志が結成した「小堤西池のカキツバタを守る会」や、昭和59年に専門家等により設立された「小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員会」等の活動により、保護が図られています。



除草作業の様子

小堤西池のカキツバタを守る会では、9月に市民ボランティアを含め延べ500名程度で、ヨシ等の除草作業や、池の水源である東側丘陵地の竹の伐採を実施しています。また、花が見ごろを迎える5月に見学者の案内も行っています。

⑥ 水処理施設の整備・維持管理

【取組方針】

水環境を保全することは、水生生物だけではなく、水辺周辺の植物や水辺に集まる動物の保護にも重要です。

そのため、下水道や合併処理浄化槽等の整備・維持管理を行うことにより、生物多様性の保全を図ります。

【取組内容】

1) 水処理施設の計画的な整備・維持管理の推進

河川やため池、さらには三河湾の水質を改善するため、下水道、合併処理浄化槽等の水処理施設の計画的な整備・維持管理を推進します。

■ 主な施策

- ・ 下水道供用区域の拡大（再掲）
- ・ 合併処理浄化槽設置整備補助（再掲）

取組分野（４）安全安心

⑦継続的な調査・監視体制の整備

【取組方針】

安全安心で快適に暮らせる生活環境を確保するためには、大気、水質、騒音・振動等の状況を的確に把握し、情報提供を行うことが重要です。そのため、継続的な調査・監視を行います。また、光化学スモッグやPM_{2.5}等については、把握した情報をすみやかに提供することで、対策を促します。

【取組内容】

1) 継続的な調査・監視

環境の状況を的確に捉え、迅速に対応することで公害を未然に防止するため、大気、水質、騒音・振動等の調査・監視を、適切な場所及び時期において、継続的に実施します。

■ 主な施策

- ・ 大気の常時監視
- ・ 水質調査
- ・ 騒音・振動測定
- ・ 地盤沈下状況の監視
- ・ ダイオキシン類調査

2) 調査・監視結果の情報提供

市民の健康と安全を守るため、大気、水質、騒音・振動等の調査結果について市民への情報提供を行います。また、光化学スモッグやPM_{2.5}等の濃度が高く、不要不急の外出を避けるといった注意喚起が必要な場合は、メール配信等により迅速な情報提供を行います。

■ 主な施策

- ・ 環境調査結果の情報提供（「刈谷市の環境」の発行、ホームページへの掲載）
- ・ 光化学スモッグやPM_{2.5}等の情報提供（メール配信、学校等への連絡等）
- ・ 放射線測定器の貸出し

基本方針4 参加と協働による環境都市づくり

①環境にやさしい人づくり

【取組方針】

環境に関心を持ち、知ることが、環境にやさしい暮らしや事業活動を実現していくための第一歩となります。

そのため、子どもから大人まで全ての世代に対して、環境のために自らができることを学ぶ機会の充実を図るとともに、環境教育を行う人材を育成することで、環境にやさしい人づくりを進めます。

【取組内容】

1) 環境学習・参加の機会の提供

市民に環境問題への関心を深めてもらうため、事業者・団体等との連携を深める仕組みを構築することで、様々な機会、場所において、環境学習・参加の機会を提供します。また、かりやエコポイントの発行や刈谷市環境キャラクターの活用等により、楽しみながら環境について学べる工夫をします。

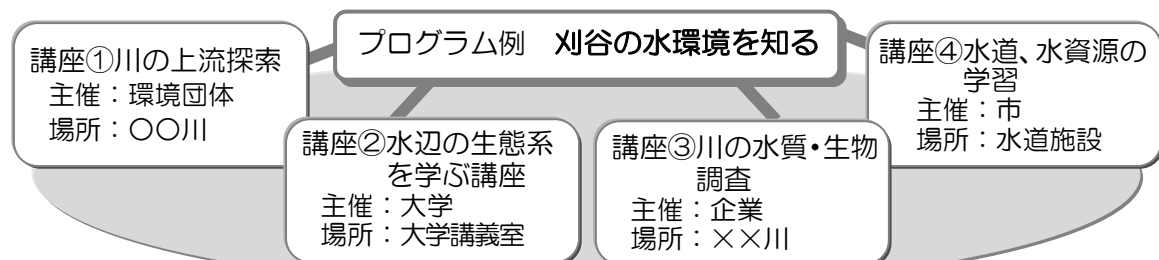
■ 主な施策

- ・ 事業者・団体等との連携により環境学習を推進する仕組み「かりや環境学習ネットワーク（仮称）」の検討・構築
- ・ 環境講座（グリーンカーテンづくり講座、手あみ布ぞうり講座、エコクッキング講座、生ごみ堆肥づくり講座等）の開催
- ・ かりやエコポイント制度の普及
- ・ 刈谷市環境キャラクターの活用推進
- ・ 環境フェア⁴²⁾の開催

● かりや環境学習ネットワーク（仮称） ●

かりや環境学習ネットワーク（仮称）は、市民、事業者、NPO、学校、行政等が、連携・協働して、環境学習を進める仕組みです。

本ネットワークにより、様々な主体が実施する環境学習情報を一元的に提供します。また、今までにない出会いにより、新たな環境学習プログラムの創出や物語づくりをめざします。例えば、多様な主体が、それぞれの専門性や得意なことを生かして、展開する環境学習プログラムを従来にない形で組み合わせ、一連の物語として提供します。



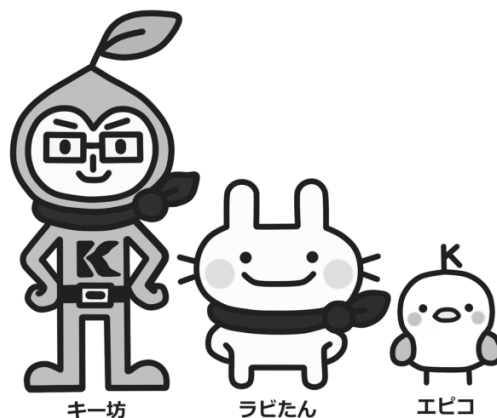
環境学習プログラムのイメージ

⁴²⁾ 環境フェア：環境に関する普及啓発を図るため、刈谷わんさか祭りにあわせて開催する催し。

● 刈谷市環境キャラクター ●

市民に向け、環境について広く啓発するために生まれたキャラクターで、キー坊、ラビたん、エビコからなります。

市民だよりの「キー坊の環境講座」で、環境に関する様々な事柄を4コマまんがによりわかりやすく説明したり、無料貸出しの着ぐるみが環境啓発活動を支援するなど、様々な場所で活躍しています。



2) 子どもたちへの環境教育の実施

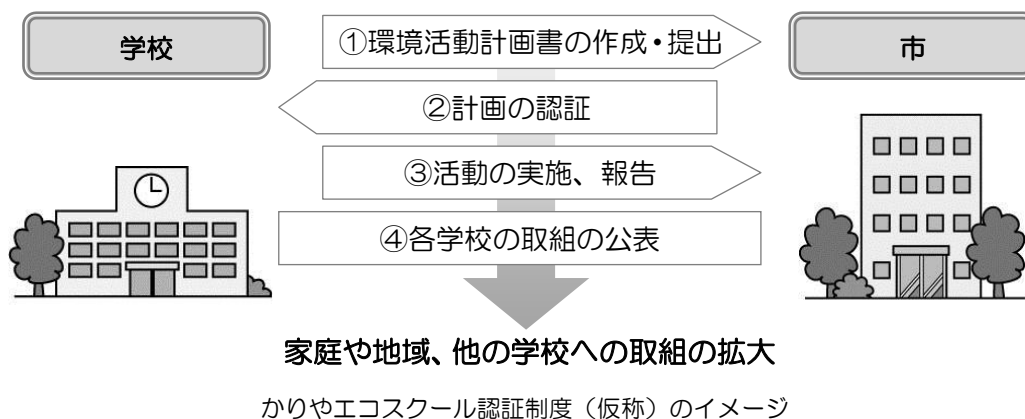
次代を担う子どもたちの環境に対する意識を高め、自然に環境に配慮した行動を実践できるようにするため、環境について学び、体験し、考えることのできる環境教育を実施します。

■ 主な施策

- ・ 小中学生及びその家族を対象としたエコライフデーの実施（再掲）
- ・ 環境学習プログラムの提供（環境副読本の作成、水生生物調査、ストップ温暖化教室の実施等）
- ・ ユネスコスクール⁴³⁾の登録・活動の推進
- ・ かりやエコスクール認証制度（仮称）の検討

● かりやエコスクール認証制度（仮称） ●

かりやエコスクール認証制度（仮称）は、学校が実践する環境活動を市が認証し、結果を広く公表することで、学校の取組を後押しし、さらに子どもたちが学校で学んだことを家庭や地域に広げていくことを目指す取組です。



⁴³ ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するためのネットワーク（ASPnet）に加盟した学校。持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点と位置づけられている。

3) 指導者の育成

環境に関する知識を持ち、地域や学校等において、環境教育、環境活動を行う指導者・リーダーの育成を進めます。

■ 主な施策

- ・ 環境支援員の育成

● 環境支援員 ●

環境支援員は、環境面についての知識を生かして、周りへの環境教育を行う、市民のリーダー的存在です。

刈谷の環境を守るために、市民に近い立場で環境教育活動を行うとともに、市民と共に環境保全に取り組む、行政と市民の橋渡し役として活動しています。

平成20年度に環境支援員育成講座を修了した第1期生を皮切りに、平成22年度に第2期生、平成25年度に第3期生が誕生しました。

修了生は「刈谷環境支援員の会」を結成し、川の水質調査、川の上流探索ツアー、グリーンカーテンづくり、わんさか祭りでの啓発活動等、様々な活動を実施しています。



わんさか祭りでの活動

②各主体の連携・協働による社会・経済のグリーン化

【取組方針】

社会・経済のグリーン化を進めるためには、市民、事業者、NPO、行政等が同一の方向性をもって連携・協働して取り組むことが重要です。

そのため、地域に根ざした環境保全活動への各主体の積極的な参加を促進します。また、環境によい商品・サービスの価値を発信し、利用・提供を進めます。

【取組内容】

1) 各主体の連携・協働による環境活動の促進

市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援し、各主体の連携・協働による環境活動を促進します。

■ 主な施策

- ・ リサイクル活動、美化活動、緑化活動、河川愛護活動等、地域の環境保全活動への支援
- ・ 情報・人材交流のネットワーク形成促進（かりや衣浦つながるねット⁴⁴⁾への登録促進、わがまちのしゃべり場⁴⁵⁾、わがまちのつむぎ場⁴⁶⁾等)
- ・ 市民活動支援基金「かりや夢ファンド」⁴⁷⁾
- ・ 元気な地域応援交付金⁴⁸⁾

⁴⁴ かりや衣浦つながるねット：刈谷市、知立市、高浜市、東浦町が連携して市民活動を活性化するために開設したネットワーク。

⁴⁵ わがまちのしゃべり場：刈谷のまちがもっとよくなるために、いろいろな感性や価値観、考え方を持つ人たちが、お互いの立場を尊重しながらみんなの想いを語り合う、いわば「井戸端会議」。

⁴⁶ わがまちのつむぎ場：さまざまな分野で活動をしている団体が一堂に集まる「出会いの場」。

⁴⁷ 市民活動支援基金「かりや夢ファンド」：市民団体等が、刈谷のまちをよくしていくために、自主的に行う活動の誕生・発展を応援する補助金制度。資金の半分は、寄附によってまかなわれている。

⁴⁸ 元気な地域応援交付金：地域の絆を深め、地域を元気にするために、自治会等が課題を自ら解決する取組を応援する交付金。通称「げんき交付金」。

2) 社会・経済のグリーン化に向けた取組の推進

社会・経済のグリーン化に向け、生産者及び消費者に対して、普及啓発等を実施することにより、環境に配慮した商品が優先的に選択されるように促します。

■ 主な施策

- ・ 環境負荷低減に寄与する投資に対する支援方法の検討（再掲）
- ・ グリーン購入、地産地消⁴⁹⁾に関する普及啓発

3) 行政による率先行動

市は、市民や事業者に環境保全の行動を求めていく立場であることから、刈谷市職員環境行動計画（エコアクション刈谷）に基づき、各職場において環境配慮行動を日常業務に定着させるとともに、公共施設に率先して再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備を導入します。

■ 主な施策

- ・ グリーン購入の実施（グリーン購入法適合品や環境ラベル等付与製品）
- ・ エコカー（燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）、太陽光発電設備、省エネ機器等の率先導入
- ・ 国産材やあいくる材の率先利用（再掲）

⁴⁹⁾ 地産地消：地域で生産された物を、地域で消費すること。地域の中で生産と消費を行うことで、輸送にかかるエネルギーや排出ガスの削減につながる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

環境基本計画の進行管理を定期的、継続的に行うため、以下の推進体制で計画を着実に推進します。

①環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告書等に関する審議を行います。

②庁内会議

関係各課室で構成する庁内会議を組織し、市が実施する施策の実施状況、目標の達成状況の評価を行い、庁内横断的な推進を図ります。

2 進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画《Plan》→実行《Do》→点検・評価《Check》→見直し《Action》）により着実に実行します。

具体的には、計画の進捗状況、環境指標の定期的な点検と評価を行い、環境審議会、庁内会議において審議するとともに、その結果を以降の取組に反映し、継続的な改善を図ります。また、計画の進捗状況、環境指標の推移については、年次報告書により市民、事業者等に公表します。

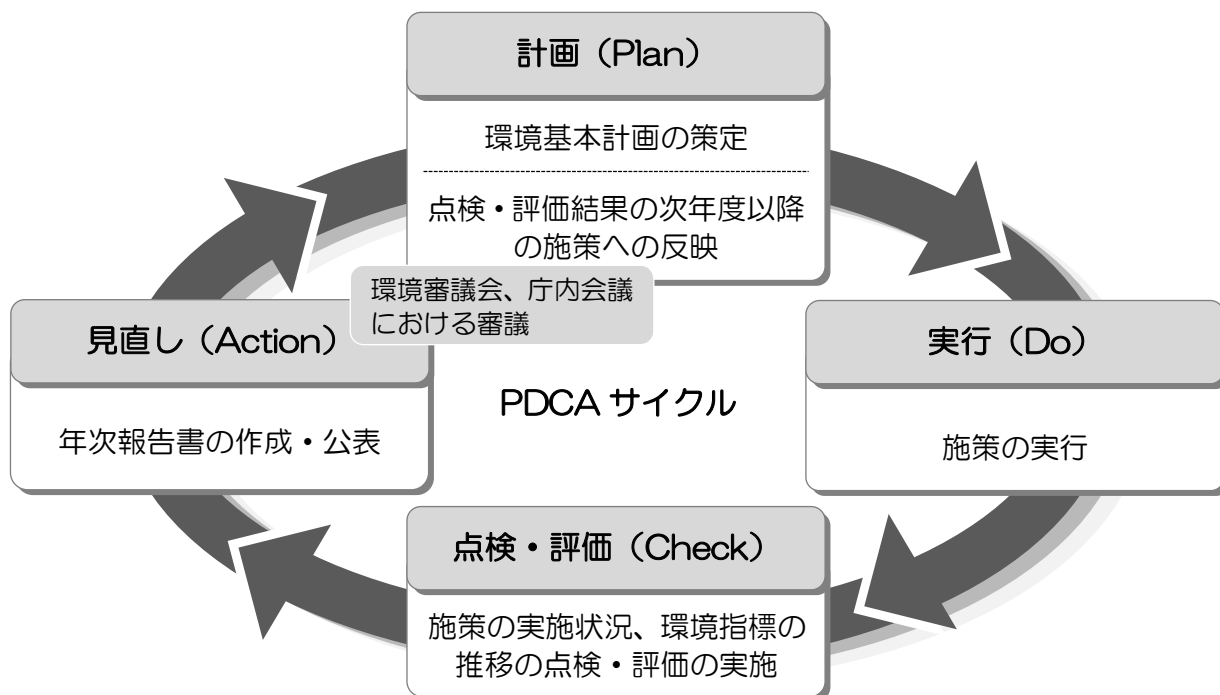


図 PDCAサイクル